

平成 27 年 12 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

12月9日

平成27年12月9日〔水曜日〕午前9時01分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する事項

議案第71号 江南市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

議案第72号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第73号 江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第74号 江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第75号 江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第76号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第78号 江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定について

議案第79号 江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定について

議案第80号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定について

議案第81号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定について

議案第82号 江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定について

議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

教育委員会事務局

の所管に属する歳出

第3条 債務負担行為の補正

議案第86号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

行政視察報告書について

常任委員会の研修会について

---

出席委員（7名）

委員長	野下達哉君	副委員長	藤岡和俊君
委員	尾関健治君	委員	牧野圭佑君
委員	伊神克寿君	委員	掛布まち子君
委員	東猴史紘君		

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課主幹	今枝直之君
主事	徳永真明君		

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	石井悦雄君
健康福祉部長	大竹誠君
教育部長	菱田幹生君
高齢者生きがい課長	川田保君
高齢者生きがい課主幹	町野吉美君

高齢者生きがい課主査	中山綾子君
高齢者生きがい課主査	葛谷美智子君
高齢者生きがい課主査	宇佐見裕二君
高齢者生きがい課主査	安田裕一君
子育て支援課長	村井篤君
子育て支援課指導保育士	社本美恵子君
子育て支援課主幹	鵜飼篤市君
子育て支援課副主幹	松本幸司君
子育て支援課副主幹	大脇信之君
子育て支援課副主幹	向井由美子君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝瀬隆志君
福祉課主幹	仙田隆志君
福祉課主査	今井しのぶ君
福祉課主査	瀬川雅貴君
福祉課主査	石田哲也君
福祉課主任	大池慎治君
健康づくり課長兼保健センター所長	倉知江理子君
健康づくり課主幹	宮田昌司君
健康づくり課副主幹	青山啓子君
健康づくり課副主幹	長谷川真子君
健康づくり課主査	須賀智佳子君
保険年金課長	本多弘樹君
保険年金課主幹	前田茂貴君
保険年金課副主幹	平野優子君
保険年金課主査	齊木理君
保険年金課主査	加藤あかね君

教育課長兼少年センター所長	武 馬 健 之 君
教育課管理指導主事	熊 崎 規 恭 君
教育課主幹	梅 本 孝 哉 君
教育課主幹	中 村 雄 一 君
教育課副主幹	横 川 幸 哉 君
教育課主査	藤 田 明 恵 君
生涯学習課長	中 村 信 子 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	大 塚 將 史 君
生涯学習課副主幹	安 達 則 行 君
生涯学習課主査	田 中 元 規 君

○委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

きょうはちょっと朝、寒くなりましたけれども、きょうは議案が結構、この厚生文教委員会は今回もたくさんございますので、また熱くなる場合もあるかもしれませんけれども、議事進行をしっかりとまた皆さんの御協力を得ていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

当局から御挨拶をお願い申し上げます。

○市長 おはようございます。

去る11月26日に12月定例会が開会されて以来、連日、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

委員長さんがおっしゃいましたとおり、天候がちょっと暖めではありますけれども、体には気をつけて審査していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長 市長さん、公務でこれで退席ということで。

それでは、本日の委員会の日程でございますが、付託されております議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを初め14議案の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては付託順により行いますが、委員会での発言につきましては、会議規則第114条におきまして、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。ぜひよろしくお願ひします。

あと、質疑、答弁とも簡潔で、かつ的を射た質疑、答弁を明瞭にお願いして、挙手の上、委員長の指名後に発言をしていただくよう、議事運営にぜひ

御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構であります。よろしく申し上げます。

---

**議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について**

のうち

**健康福祉部**

**教育委員会事務局**

**の所管に属する事項**

- 委員長　それでは、最初に議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてのうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、審査に入ります。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

- 高齢者生きがい課長　それでは、議案第69号について御説明申し上げますので、議案書の38ページをお願いいたします。

平成27年議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

48ページをお願いいたします。

別表第1（第4条関係）でございます。

この別表第1は、法の別表第1に規定されていない執行機関が独自に特定個人情報を利用する事務の範囲を規定しております。

続きまして、53ページをお願いいたします。

別表第2（第4条関係）でございます。

この別表第2は、市の執行機関内における複数の事務の間で特定個人情報を庁内連携することにより独自利用する事務、具体的には左欄に掲げる執行機関が、中の欄に掲げる事務において、右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる旨を規定したものでございます。

続きまして、77ページをお願いいたします。

別表第3（第5条関係）でございます。

この別表第3は、法の規定により他の機関に対して特定個人情報の提供ができる範囲について規定しており、事務主体となる機関及び事務、特定個人情報の提供する機関及び提供される特定個人情報の内容を定めておるものでございます。

高齢者生きがい課の所管につきまして御説明申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表の新しい表で説明させていただきます。申しわけありませんが、48ページにお戻りいただきたいと思っております。

別表第1（第4条関係）でございます。

同表の1の項につきましては語句の整理をさせていただくものでございます。

2の項につきましては、介護給付等対象サービスの規定を明確にしたものでございます。

続きまして、49ページでございます。

12の2の項でございます。これは、精神上的障害のため、物事の上しあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動ができない常況にある者に対する民法に規定する後見、保佐、補助の審判の請求に係る支援に関する事務を別表第1に加えるものでございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。



中段から下でございます。別表第2（第4条関係）でございます。

同表の1の項の事務につきましては、訪問介護の利用者負担軽減に関する事務において、事務の欄の字句の整理及び特定個人情報の欄に中国残留邦人等で支援を受ける方及び外国人で生活保護に準ずる措置を受ける方に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び法定外生活保護関係情報といいますが、それを追加するものでございます。

54ページをお願いいたします。

中段の2の項につきましては、介護給付等対象サービスの利用者の負担の軽減に関する事務において、事務の欄の字句の整理及び特定個人情報の欄に中国残留邦人等支援給付等関係情報及び法定外生活保護関係情報を追加するものでございます。

その下の3の項につきましては、ひとり暮らしの高齢者等の生活の支援に関する事務において、特定個人情報の欄の知的障害者福祉法の後に括弧書きされておりました交付年及び法律番号を削るとともに、法定外生活保護関係情報を追加するものでございます。

その下の、次ページにまたがりますが、4の項につきましては、高齢者等の生活の支援に関する事務において、特定個人情報の欄の字句の修正をさせていただくため、一部文言を削るものでございます。

続きまして、6の項につきましては、外国人高齢者に対する福祉手当の支給に関する事務において、特定個人情報欄から生活保護関係情報を削り、「介護保険給付等関係情報」を「法定外生活保護関係情報」に改めるものでございます。

56ページをお願いいたします。

最下段でございます。11の2の項につきましては、精神上的障害のため、物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動ができない常況にある者に対する民法の規定する後見、保佐、補助の審判の請求に係る支援に関する事務を進めるために、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報または法定外生活保護関係情報を特定個人情報欄に加えるものでございます。

恐れ入りますが、46ページにお戻りいただきたいと思います。

最下段の附則でございます。施行期日を定めたもので、この条例の別表第1（第4条関係）、別表第2（第4条関係）、別表第3（5条関係）は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第69号のうち、高齢者生きがい課所管の該当ページ及び項の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　　今、説明を受けましたけれども、質疑はありませんか。
- 掛布委員　　前のもとの条例が9月議会で可決されて、もとの条例がまだ施行されていない部分もあると思うんですけれども、なぜ9月に、もとの条例をつくったときに今回のまで含めて入れられなかったのかという、9月につくったばかりなのに、なぜ12月でもうこんなに追加が出てきているのかということをお教えいただきたいんですけど。
- 高齢者生きがい課長　　各事務につきましては、平成28年の1月1日からナンバー法のほうの事務が進むという中で、12月の定例会のほうに個人情報等の内容を上程させていただいたというふうに理解しておりますけれど。
- 掛布委員　　9月議会の段階では、今回の部分の他の条例の改正等が間に合わなかったという、その後で出てきたので今回つけ加わっているということでお理解すればよろしいでしょうか。
- 高齢者生きがい課長　　私たちも、そのような感じで理解しております。
- 健康福祉部長　　実際はかなり、今のもともとナンバー法の中に一部事務というのが網羅されておるわけですが、そこだけでは網羅できないいろんな関係の事務とか情報については、各自治体のほうであるわけですが、それを全て細かく拾っていく作業をする中で、どうしても拾い切れなかった部分があるというのが本当の話でございます。本当の話というか、別にうそを言うわけではないんですけども、なかなか照らし合わせた場合に、この事務について、例えば情報という表現をする場合に、まだちょっとほかのほうの情報も要るんじゃないのというような検証をしていく中で、そういうのがだんだんわかるようになってきまして、それを正確なものにしていくために、だんだんこういうことで後で追加というような形、本来、最初の段階で全てもちろんあるのが一番いいわけですけども、なかなかその辺が、市町村事務

は多岐にわたるものですから、拾い切れない部分もあるということで、後でその部分については追加させていただいておるといことで御理解いただきたいと思ひます。

○委員長　今はそういう部長答弁でござひます。

そのほかありますか。

○牧野委員　振り出しに戻って、私はよくわからんので済みません。原則論が聞きいたんですけど。

結局、国がマイナンバーで、こういう条例をつくって、また修正がされたということなんですけど、もう既に話し合われたことだけど、ちょっと原則で聞いているんで。個人番号の利用というのはよくわかるんですが、及び特定個人情報の提供に関する条例と書いてあるんで、今回は情報の提供というのは何でしたかね、もう一回さかのぼった原則論ですが。どうい場合でどうのこの、前の話だと思ひますけど。特定個人情報、これは高齢者生きがい課の回答じゃないのかもしれないんだけど。総務になるのかね、これは。

○委員長　この辺、どうなんでしょうね。条例全体ですと、高齢者生きがい課ではちょっと。

○牧野委員　答えにくいね。個人情報の提供がちょっとひっかかるんで。

○健康福祉部長　法律のほうの定義で、ちょっときのう確認させてもらって、いわゆる個人情報というふうですと、氏名であったり、それから生年月日であったり、住所であったりと、そういう通常の個人を識別する情報ということになります。「特定」という言葉が入りますと、今回の法律の中では、それにプラスして個人番号を含むという情報が特定個人情報と。一応定義としては、そういう形になっております。

○牧野委員　今回の改正の中に、特定は何となく意味がわかるんですけど、個人情報の提供に関するところの字句の修正とかが余りわからなかったんだけど、原則論で、これは前に話し合われて、もう一回確認で聞いているんですが。こことは違うな、生きがい課とは。じゃあ、飛ばします。

○委員長　生きがい課とは部署が違ってきますね。全体ですから。

○牧野委員　ちょっとしか僕読んでなくてわからないんですが、字句の訂正が結構あるんですけど、この「訪問介護」と「介護予防訪問」といのが一

つの言葉になって、これは今後もそういうので全部統一した使い方になるものなんですかね。たまたま個人番号では、この「訪問介護」という形にしちゃう。「予防」という言葉を抜くというのは、そういう意味なんですか。

○高齢者生きがい課長　　今言われました訪問介護の中の新旧を見ますと訪問介護というものがあります。その言葉を一つにまとめたという、訪問介護の中には、一般の訪問介護と予防があるという趣旨から、一つの言葉としての整理をさせていただいたという内容です。

　　あともう1点なんですけど、その予防というものがなくなってきます、将来的に。総合医療の関係に入ってきますと。というところから、ちょっと先を見越した感じで、一応大きくまとめさせていただいた。

○牧野委員　　要支援、要介護の予防がなくなっていくという意味で統一したということですね。

○高齢者生きがい課長　　言葉としてなくなってくるもので。

○委員長　　そのほかありますか。

○牧野委員　　何となくわかったようなわからないような、でもいいです。言葉を統一したという意味は、なくなっていく方向で。

　　これも高齢者生きがい課に絡むかどうかわかりませんが、療養費を医療費に統一するというのはどういう意味ですか。これも字句の訂正で、ここら辺が誰に聞いていいかわからない。療養費を医療費にするというふうで統一するんだけど、この区別と差異は何があるんですかね。

　　これは総務だな。まあいいわ、これは。

○委員長　　これはちょっと違うかもわからないね。

○牧野委員　　ちょっと違うね。

　　じゃあいいです。字句については高齢者生きがい課とちょっと違うから、結構です。

○掛布委員　　別表に、53ページ以降のところ、高齢者生きがい課の関係でいくと、特定個人情報として法定外生活保護関係情報とか、中国残留邦人等支援給付等関係情報がつけ加わっているという説明だったんですけど、なぜつけ加わったかという説明がないんですけど。これは、なぜつけ加わったのかというところを教えてくださいたいです。

○高齢者生きがい課長 訪問介護の利用につきましては、外国人の方でも、条件がございすけれど、使うことができるもので、そういうところの情報も必要だという内容から入れさせていただいているところがございます。

1点訂正をお願いしたいんですが、先ほど9月に条例制定をやって、さらにまた今回12月というふうのお話の中で、介護保険のほうに関しましては、  
※  
ことしの9月25日、厚生労働省のほうから省令の交付がありましたので、先ほど部長が答弁しましたように、そこの中に網羅されてないもの等を精査いたしまして、今回上げさせていただいているところもでございます。という答弁にさせていただきます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員 54ページ、55ページは高齢者生きがい課だったですね。

○高齢者生きがい課長 はい。

○牧野委員 これは東さんが議案質疑されたかもしれない。もう一回確認です。法定外生活保護関係情報とか、法定外生活保護者というのは、どういう関係でしたか。どういうものでしたかね。外国人。

○高齢者生きがい課長 語句の意味の説明かと思えますけれど、ページでいいますと54ページの上段のところ、1の項の下から4行目に法定外生活保護関係情報というのがございます。その前の5行に、生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報という定義がなされておることとございす。

○牧野委員 江南市で中国残留孤児は数人いらっしゃると思うんだけど、生活に困窮する外国人で生活保護を受けている人というのは何人かいるんですかね。

○委員長 生活保護はこっちの管轄ですか。

○高齢者生きがい課長 福祉課になります。

○牧野委員 これはまた課が違う。

○高齢者生きがい課長 先ほど、厚労省からの省令の交付の日付を25日と私答弁したというふうで、ごめんなさい、29日の間違いですので。

○委員長 落ちついて、よく見ていただいて、また訂正答弁がないようにお

※ 後刻訂正発言あり

願います。

そのほかにありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　なければ続きまして、ないようでありますので、福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら願います。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　続きまして、福祉課の所管について御説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表の新しいほうで御説明をさせていただきます。

まず、議案書の49ページをお願いいたします。

まず初めに、別表第1でございます。

最上段にあります9の3の事務につきましては、在宅の重度障害者に対する特別障害者手当などの支給事務のうち、県費の上乗せ分に関する事務を追加するものでございます。

また、その下にございます10の2の事務につきましては、障害者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する事務を追加するものでございます。

次に、中段からの13の2、13の3及び13の4の事務につきましては、県の所管事務で市が窓口となります療育手帳の交付に関する事務、心身障害者扶養共済制度に関する事務及び在宅重度障害者手当に関する事務をそれぞれ追加するものでございます。

はねていただきまして、56ページをお願いいたします。

次に、別表第2でございます。

最上段の9の3の事務及び、その下の9の4の事務につきましては、先ほど御説明いたしました別表第1に9の3及び10の2として追加した事務を進める当たりまして必要となる特定個人情報がございますので、別表第2に追加するものでございます。

57ページをお願いいたします。

上段の12の2の事務につきましても、別表第1に13の2として追加いたしました事務を進めるに当たりまして必要となる特定個人情報がございますので

で、別表第2に追加するものでございます。

その下にございます13の事務につきましては、事務の欄の「愛知県心身障害者扶養共済制度条例」という文言の後に括弧書きをされておりました交付年及び条例番号を削るものでございます。

次に、その下にございます14の事務につきましては、在宅重度障害者手当の支給に関する事務に必要となります各種の手当の支給に関する情報を特定個人情報の欄に加えるものでございます。

さらに、その下にございます15の事務につきましては、58ページになりますが、生活に困窮する外国人に対しまして生活保護法に準じて行われます措置に関する事務を進める当たって必要となります特定個人情報につきまして、字句の修正をさせていただくものでございます。

はねていただきまして、61ページをお願いいたします。

中段にございます29と30の事務につきましては、児童福祉法による障害児への福祉サービスの提供に関する事務を進めるに当たって必要となります法定外生活保護関係情報及び各種の手当の支給に関する情報を特定個人情報の欄に加えるものでございます。

はねていただきまして、62ページをお願いいたします。

中段にございます33の事務につきましては、身体障害者福祉法による障害者への福祉サービスの提供等に関する事務を進めるに当たって必要となります法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えるものでございます。

はねていただきまして、64ページをお願いいたします。

最上段にございます39の事務につきましては、知的障害者福祉法による障害者への福祉サービスの提供等に関する事務を進めるに当たって必要となります法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えるものでございます。

その下の41の2の事務につきましては、特別児童扶養手当の支給に関する事務を実施するに当たり障害者関係情報及び地方税関係情報に関する特定個人情報が必要となることから、別表第2に新たに追加するものでございます。

また、最下段の42の事務につきましては、特定個人情報の欄の65ページの下から4行目になりますが、「児童手当関係情報」という文言の後に併記されておりました中国残留邦人等支援給付等関係情報を削るものでございます。

続きまして、最下段の45の事務につきましては、事務の欄の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給」という文言の後に併記されておりました「地域生活支援事業の実施」を削り、事務を進めるに当たり必要となります各種の手当の支給に関する情報及び、66ページ上段になりますが、法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えるものでございます。

はねていただきまして、77ページをお願いいたします。

別表第3でございます。

下段にございます4の事務につきましては、直前にありました教育委員会所管の2つの事務を削りましたことに伴いまして、項の番号が6から4に繰り上がるものでございます。

また、最下段にございます5の事務につきましては、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務を進めるに当たり教育委員会が保有する特定個人情報の提供を受ける必要があることから、別表第3に追加するものでございます。

福祉課の所管は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　字句の質問で、全体がよくわかってないんでちょっとぼけている。

まず最初に、法定外生活保護という、この法定外の意味をもう一度確認しておきたいんですが。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　生活保護法という法律がございます。この法律につきましては、昭和21年に旧法が制定されましたけれども、その後、平成25年に改定が加えられました。この改定の時点で、第1条、第2条などに「国民」という文言が入ってきました。この平成25年の改定によりまして、生活保護法が示すもの、対象とするものは、日本国籍を有する者であるというふうな改定がなされました。このことにつきましては先ごろ、平成26年7月に最高裁におきまして、生活保護法における保護を受ける者は日本国民であるというふうな判決が下されました。



そこで今回、個人番号条例をつくっていくに当たりまして、厚生労働省からの留意事項通知文書というものが、平成27年9月16日付でありますけれども届きました。この内容によりますと、先ほど申しましたように、生活保護法によりまして保護を受けているのは、あくまで日本国籍を有する者だけであるというところで、外国籍の方に対しても同様に生活保護基準に基づいて保護の給付を行っておるわけでございますけれども、これはあくまで各自治体の行政措置によって行われておるものだという解釈が最高裁においてもされておるわけでございますけれども、その中で外国籍の方に対しまして、マイナンバーが当然、永住外国人の方などに付番をされるわけでございますけれども、外国籍の方に対して生活保護事務の中でマイナンバーを使用する場合には、各自治体の独自条例で事務を定めないとはいけませんよという内容の留意事項の通知文書という形で、平成27年9月16日付で文書が届きました。

これを受けまして、今回、この一部改正の中で、別表第2、別表第3の中に、法定外生活保護関係情報といった文言が多く追加されておるということでございます。

- 牧野委員 わかりました。そうすると、江南市は市として、外国籍、外国定住者で生活保護を受けたい人はマイナンバーを出して、生活保護をするというふうに文言を変えたということですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 従来でも、外国籍の方に対しまして、生活に困窮しておられる方については、生活保護基準に準じた給付措置を行っておるところでございます。生活保護は電算のシステムを使っておりますけれども、こちらのほうはマイナンバーが利用できるような修正を加えておりまして、そちらにマイナンバーをのせてくるということでございますので、今後も外国人の方についてもマイナンバー利用をして保護のシステム管理を行っていくというところで、今回、条例改正の中に、その事務をのせてきたわけでございます。
- 牧野委員 今度は余談ですけど、先ほど、その人数が江南市は19人ぐらいいて、日本人と何ら差別なくやっているということですか。ちょっと違う、これとは関係ないですか。
- 委員長 人数でいいですか。

○牧野委員 人数と、差別がないかあるか、ちょっとそこら辺。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 お尋ねの外国人で、現在、生活保護に該当するような措置を受けておられる方の人数でございます。議案質疑の中で、11月1日現在で28人という、これは保険年金課のほうの条例改正の議案質疑だったかと思えますけれども、28人というお答えをさせていただいたかと思えます。これが11月1日現在でございます。11月末現在でお1人ふえまして、現在は29人、世帯数にしまして15世帯の方が保護に該当するような措置を受けておられます。

基準ということですが、これはあくまで法で定められております生活保護基準に完全に準じた措置をしておりますので、日本国籍の方と給付内容については何ら変わるところがございません。

○委員長 その他ありますか。

○掛布委員 ちょっと気になったんですけれども、65ページの最下段の45のところですが、今までの地域生活支援事業の実施というのは削られたという説明があったんですけど、これはどういうことだったのでしょうか。どういう理由で。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 地域生活支援事業につきましては、各自治体のほうでメニュー事業としてあるものもございます。必須事業と任意事業とありますけれども、この中で国が法の中で主務省令というものをつくっておるんですけれども、こちらのほうに地域生活支援事業の実施というものがまだ入ってきておりません。国が出しておるQ&Aのほうで、この地域生活支援事業において各自治体で個人番号利用をする場合は、まず独自条例で定めなさいという回答が出されましたので、これに基づきまして市のほうの条例の中でこれを定めていくということで、今回、別表第1の39ページになりますけれども、今回の改正の中で10の2の事務として新たに事務を1つ追加させていただいて整理したということでございます。

○委員長 よろしいですか。

○掛布委員 そうすると、別表第1の10の2で地域生活支援事業というのを追加したので、さっきの別表第2の45では削っていいということなんですか。何か逆のような気がする。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 別表第1に独自利用をする事務というところで追加させていただいたものですから、65ページの45の事務になりますけれども、こちらの事務欄に地域生活支援事業という文言が載っておりましたものを削除したということでございます。

○委員長 その他ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 なければ、次もございませんですので、続いて子育て支援課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 議案第69号のうち、子育て支援課の所管について御説明申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。

最初に、48ページをお願いいたします。

別表第1（第4条関係）でございます。

まず、8の事務でございます。8の事務につきましては、事業名と、その根拠法令のあらわし方について整理をさせていただいたものでございます。

同じページの最下段の9の2の事務をお願いいたします。9の2の事務につきましては、県の所管事務で市が窓口となります遺児手当の支給に関する事務を追加するものでございます。

少しはねていただきまして、55ページをお願いいたします。

55ページは別表第2の第4条関係でございます。

まず、中段8の事務でございます。8の事務につきましては、放課後児童健全育成事業の利用に係る手数料の徴収に関する事務を行うに当たって必要となります法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えるものでございます。

同じページの最下段の9の2の事務をお願いします。9の2の事務につきましては、先ほど御説明いたしました別表第1に9の2として追加いたしました事務を進める当たり必要となる特定個人情報がございますので、別表第2に追加するものでございます。

はねていただきまして、61ページをお願いいたします。

61ページの最下段の31の事務です。これにつきましては事務の表記を整理させていただいております。旧の表現は、「児童福祉法による負担能力の認定」という文言が入ってございましたけれども、これを削り、事務の表記を整理させていただいたものでございます。とともに次のページ、62ページにございますように、事務を行うに当たって必要となります法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えるものでございます。

はねていただきまして66ページ、最後の項目でございます。

66ページ、最後の46の事務につきましては、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務を行うに当たって必要となります法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えるものでございます。

子育て支援課の所管の改正内容については、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　言葉の定義で聞きたいんですが、「遺児」という言葉。これは、両親がいない子とか、みなしごとか、どういったらいいのか、遺児は遺児なんですけど、遺児を監護するというのはどういう意味ですかね。

○子育て支援課長　大もとは児童扶養手当が国の制度であります。この遺児手当というのは、県のいわゆる児童扶養手当版です。もう1つは市の児童扶養手当もございまして、扱いは皆同じでございます。対象といたしましては、18歳未満の子供で、一般的にいう、ひとり親家庭に対する手当ということになっています。

○牧野委員　児童扶養手当が、この場合の遺児は、片親でもいて、今言った両親がいるというのとは違うんだ。そういうふうに使っているの、行政用語で遺児は。

○子育て支援課長　県の制度として遺児手当と言っておるだけでありまして、いわゆるひとり親、中には母子家庭の生別・死別、父子家庭の生別・死別、または遺棄されている者、もしくは両親がいても重度の障害を持っておられて、ひとりの監護しかできないということ。

○牧野委員 わかりました。ありがとうございました。

○委員長 その他ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もありませんので、続きまして保険年金課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第69号のうち、保険年金課の所管について御説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、50ページをお願いしたいと存じます。

別表第1（第4条関係）にございます事務のうち、18と19の項の事務につきましては、字句の修正をさせていただくものでございます。

はねていただきまして、59ページまで飛んでください。

こちらは、別表第2（第4条関係）でございます。

こちらに掲げてございます事務のうち、21と22の項の事務につきましては、先ほどと同様に字句の修正をさせていただくものでございます。

また、21の項の事務につきましては、事務を進めるに当たりまして必要となります他の条例等による助成に関する情報を特定個人情報の欄に加えるものでございます。

次に、最下段にございます23の項の事務から、1枚はねていただきまして、60ページの最下段にございます27の項までの事務につきましては、福祉医療の助成に関する事務でございますが、事務を進めるに当たりまして必要となります地方税関係情報、医療保険給付関係情報、法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えさせていただくものでございます。

次に、63ページをお願いいたします。

38の項の事務では、国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務に必要となります他の条例等による助成に関する情報を特定個人情報の欄に加えるものでございます。

その下の38の2の項につきましては、国民健康保険法による保健事業の実施をするに当たりまして、高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業

の実施に関する特定個人情報が必要となりますことから、別表第2に新たに追加をさせていただくものでございます。

はねていただきまして、64ページをお願いいたします。

41の4の項につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の給付の支給または保険料の徴収に関する事務を進めるに当たりまして必要となります特定個人情報がございますので、別表の第2に新たに追加をさせていただくものでございます。

その下でございます41の5の項につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の実施に当たり特定個人情報が必要となりますことから、別表第2に新たに追加をさせていただくものでございます。

保険年金課の所管は、以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　基本的なものを直すのはいいんです。これでいいんですが、字句だけもう一回確認したいんです。

この「一般不妊治療費」を「不妊治療費に要する費用」と直したということとは、特定と一般を一緒にするということですか、この不妊治療費。

何ページかといいますと、いろんなどころに出てくるんですが、40ページ、例えば、40ページの下から13行目。

○委員長　これは健康づくり課ね。

○牧野委員　療養費は保険年金。

じゃあもう1つ、今のを取り消して次の質問。「療養費」を「医療費」に改めというのは、これは何がどう違うんですかね。

○保険年金課長　50ページの18の項をごらんいただきたいと思います。

医療費が高額となったということで、今回、改めさせていただくんですが、この事務につきましては、国民健康保険の高額療養費に関する事務でございます。9月の時点で条例を定めさせていただいたときに、「高額療養費」ということで、皆さん御存じの言葉だと思うんですが、そういったことで療養費が高額となったというふうに文言を使わせていただいたんですが、実際

には療養費というのは、医療機関でやるものでなくて、柔道整復、鍼灸、そういった施術に係るものを療養費と呼んでおりまして、そうしますと対象がちょっと狭まってしまいますので、本来の医療費、医療機関でも使っていたもの、それが高額となったものを事務で処理していくということでもありますので、今回、対象をきちっとしたといいますか、対象が変わったわけではありませんけれども、狭い療養費から本来の医療費という言葉に改めさせていただくというものでございます。

○牧野委員 要するに、療養費の意味をよく調べたら、使い方がちょっと狭過ぎて間違っていたので直したということですね、医療費という通称名称に。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

○委員長 そのほかありますか。

○掛布委員 59ページの、いろんなどころで出てくるんですけども、21の特定個人情報として追加する国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報または他の条例等による助成に関する情報、これは特定個人情報として追加することになった理由というのはどこにあるのでしょうか。

○保険年金課長 59ページの21の項の特定個人情報の欄は、今回は「他の条例等による助成に関する情報」という言葉を入れさせていただいたところでございます。他の条例等による助成に関する情報というのは、具体的には福祉医療の助成額というイメージを持っていただきたいと思うんですけども、国民健康保険の高額療養費を計算するに当たりましては、福祉医療で一旦、自己負担額が大きくなりますと、福祉医療のほうで助成しますよね、自己負担額を全額、一旦福祉医療のほうで見るんですけども、実際には高額療養費に当てはまった部分というのは医療保険者が負担しなければいけないということになっておりますので、そういった福祉医療の情報を得て高額療養費を計算するのに必要ということで、今回、整理をさせていただいたというものでございます。

○掛布委員 済みません、余りよくわかってないんですけど、その前の段の国民健康保険法による医療に関する給付の支給情報が特定個人情報になっているというのは、それはマイナンバー法のもとのところで、これは特定個人情報ということになっているということなんですか。

○保険年金課長　こちらの国民健康保険法による医療に関する給付というのは、いわゆる自己負担を除いた7割分が医療保険が負担する部分ということでありまして、そういったものを例えば先ほどの高額療養費を算定する際ですとか、そういったことに基本的に必要な情報ということで、それが特定個人情報ということですので、ここへ掲げさせていただいておるといふものでございます。

○掛布委員　もともと最初から特定個人情報でやっていたということなんです。他の条例等というと、どんどん拡大解釈しているように気がするんですけど、こういう曖昧な表現でオーケーなんでしょうか。

○保険年金課長　今のをもう一度整理させていただきますと、21番の事務につきましても、国民健康保険の高額療養費を計算するための事務というふうにはまず思ってください。必要となります個人情報というのは、生活保護を受けているかどうかということで国保の資格に関する部分、あと地方税の関係情報というのは、いわゆる高額療養費の区分が5つありますので、どの区分に当たるかということを知るために、区分するために地方税の情報が要りますということです。あと、地方税の徴収に関する情報というのは、滞納のありなしで若干取り扱いが変わってきますので、そういったこと。その次の今下線が引いてあります国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報というのは、医療費をどれだけ使ったので高額がこれだけ発生しますよということに必要な情報。それから、先ほど御説明申し上げましたように、他の条例等による助成に関するというのは、福祉医療の関係のもということで、障害者、精神障害者、母子家庭、子どもといった、そういった福祉医療の関係の部分で高額療養費を負担するために必要な情報ということでございますので、表現は曖昧かもわかりませんが、参照する情報に関しては今申し上げたものに限定されますので、委員の御心配されるのもごもっともではございますけれども、そういった心配はないというふうに申し上げをさせていただきたいと思っております。

○委員長　その他ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、御意見もありませんので、続きまして健康づくり課に



ついて審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、健康づくり課所管の項目について御説明をさせていただきます。

まずは49ページをお願いいたします。

新旧対照表にて説明をさせていただきます。

別表第1（第4条関係）にございます事務のうち、15の事務でございます。こちらに関しましては、字句の修正をさせていただいたものでございます。

次に、その下の16の事務につきましては、「健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業」という字句を「健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業をいう」という文言に変えさせていただきますましたものでございます。

次に、はねていただきまして50ページ、事務の17をお願いいたします。こちらに掲げてございます事務につきましても、先ほどと同様に字句の修正をさせていただいたものでございます。こちらにつきましては、「一般不妊治療費」という字句を「不妊治療に要する費用」という字句に修正をいたしました。不妊治療に要する費用というものにつきましては、県が実施しております特定不妊治療と市が実施しております一般不妊治療、両方を合わせた形の字句の修正をいたしました。

次に、はねていただきまして58ページ、59ページをお願いいたします。

別表第2（第4条関係）でございます。

こちらに掲げてございます一番下段にございます16の事務につきましては、予防接種に関する事務を実施するに当たっての項目でございますが、字句の修正をさせていただきました。

またその下、17の事務につきましては、予防接種に要する費用の助成に関する事務に関しまして事務を進めるに当たって必要となります法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えたものでございます。

次に、19の事務につきましては、健康増進事業の実施に要する費用に関する事務についての項目でございますが、「健康増進法による健康増進事業」という字句を「健康増進事業の実施に要する費用」に改めさせていただきます、

特定個人情報の欄に中国残留邦人等支援給付等関係情報または法定外生活保護関係情報を加えたものでございます。

次に、20の事務につきましては、先ほどと同様に「不妊治療に要する費用」という字句の修正をさせていただき、特定個人情報の欄に医療保険給付関係情報を加えたものでございます。

はねていただきまして、62ページをお願いいたします。

32の予防接種法による給付の支給または実費の徴収に関する事務の項目でございしますが、こちらは事務を進めるに当たって必要となります項目を特定個人情報の欄に加えたものでございます。障害者関係情報と中国残留邦人等支援給付等関係情報または法定外生活保護関係情報を加えさせていただきました。

はねていただきまして、64ページをお願いいたします。

中段にございます41の3、母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものという項目でございします。こちらは、母子保健法による費用の徴収に関する事務を進めるに当たり必要となる特定個人情報がございしますので、別表第2（第4条関係）に追加をするものでございします。

次に、65ページをお願いいたします。

中段でございします。44の事務につきましては、特定個人情報欄の字句の修正及び法定外生活保護関係情報を加えたものでございします。

以上で、健康づくり課所管の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　済みません、1点だけ。

62ページの32のところの新たにつけ加えた特定個人情報として、障害者関係情報というのがあるんですけど、予防接種法による給付の支給、実費の徴収で、障害者関係情報をつけ加えるという意味がよくわからないんですけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長　高齢者に対しまして実施しておりますB類の予防接種につきましては、現在行っておりますのがインフルエンザと高齢者用の肺炎球菌でございしますが、その中に障害者1級程度に相当す

る方に関して実費徴収金を免除するという内容がございますので、障害者関係情報というのをこの項目に……。

○健康づくり課副主幹（青山）　　今、課長が申しました免除されるわけではなく、定期の予防接種の対象者とみなされるという対象者の条件がありまして、先ほどの1級程度、心臓、腎臓、呼吸器の1級程度の方に対しては、インフルエンザでしたら65歳未満、60から64歳の方も、この定期接種の対象になるというところで、障害者情報が必要となるものです。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○伊神委員　　どこの部署で聞いていいかわからなかったんだけど、中国残留邦人等支援給付とありますけど、この中国残留邦人という人たちは、どこまで市がずっと見なきゃいけないのか。例えば、本人で終わりとか、子供までとか、孫とか、何かそういうような規定はありますか。あるいは、永久に見ないかとか。どうなっていますかね、その辺。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時07分　　休　憩

午前10時08分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会事務局教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長　　では、続きまして議案第69号の改正内容のうち、教育部所管、教育課でございますが、そちらの項目につきまして新旧対照表のほうの新しい表で説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

では、議案書の48ページをお願いいたします。

別表の第1（第4条関係）でございます。

中段のやや下になりますが、8の2の項でございますが、私立幼稚園に就園する幼児の保護者等の負担の軽減のための私立幼稚園への就園奨励費の支給に関する事務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、私立学校に関することが市長の権限と責任のもとに置かれており、この事務を教育委員会に委任し、または補助執行させることが適当で

あると考えることから、同表28の項で教育委員会の事務といたしましたものに必要となります字句の修正を行ったものを市長の事務としてまいるのでございます。

それから、すぐその下の8の3の項でございますが、私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の負担の軽減に関する事務につきましても、同様の趣旨から、同表29の項で教育委員会の事務といたしておりましたものを市長の事務といたしてまいるのでございます。

恐れ入ります。50ページのほうをお願いいたします。

最下段になりますが、27の項の事務につきましては、特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者等の負担の軽減に関する事務を進める当たりまして、特別支援学級の定義を明確にするため、法律名、それから条項等を追加してまいるのでございます。

恐れ入ります。はねていただきまして、55ページをお願いいたします。

別表の第2（第4条関係）でございます。

中段でございます8の2の項の事務につきましては、先ほど別表第1で御説明をいたしましたように、情報照会機関及び情報提供機関がともに市長となりますことから、別表第3の4の項で規定をしていました私立幼稚園に就園する幼児の保護者等の負担の軽減のための私立幼稚園への就園奨励費の支給に関する事務について、特定個人情報につきまして必要となります字句の修正を行ったものを市長の事務として加えてまいるのでございます。

その下の8の3の事務につきましても同様に、情報照会機関及び情報提供機関がともに市長となりますことから、別表3の5の項で規定をしていました私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の負担の軽減に関する事務につきまして必要となります法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えたものを市長の事務として加えてまいるのでございます。

恐れ入ります。63ページをお願いいたします。

中段でございますが、37の項の事務につきましては、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を進めるに当たりまして必要となります法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えてまいるのでございます。

では、77ページをお願いいたします。

別表第3（第5条関係）でございます。

2の項の事務につきましては、就学困難な児童または生徒の保護者等に対する援助に関する事務を進めるに当たりまして必要となります法定外生活保護関係情報を特定個人情報の欄に加えてまいりますものでございます。

以上で、教育部教育課の項目の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　78ページのところでいくと、旧の条例の別表3の4の教育委員会、5の教育委員会のところの関係のものが削除されて市長のほうに移ったということなんですけれども、地方教育行政の何とか何とかという法律、教育委員会関係の法律の改定が原因だと思うんですけど、その改定というのは9月議会に十分間に合うレベルの、ずっと前に改定をされていたと思うんですけども、今この状態で12月議会の条例改正案に出てきているというのはちょっと変だなと思うんですけど、この説明をお願いしたいと思います。

○教育課長兼少年センター所長　今、委員おっしゃいましたように、9月定例会当時に間に合っておるべきものでございましたが、いろいろ精査をする中で、この部分について、こちらが適当であるということ判断させていただいたということで、今定例会のほうに改めてまたお願いをしておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長　そのほかございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時16分　休　憩

午前10時17分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第71号 江南市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

○委員長 それでは、続きまして議案第71号 江南市心身障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 議案第71号について御説明を申し上げますので、議案書の82ページをお願いいたします。

平成27年議案第71号 江南市心身障害者扶助料支給条例の一部改正についてでございます。

江南市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、職業能力開発促進法の一部改正に伴いまして、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、83ページをお願いいたします。

江南市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、84ページをお願いいたします。

江南市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第8条におきまして、市外の施設等の入所者に対する支給の特例を定めております。

第4号で職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6の規定に基づく障害者職業能力開発校と規定をしておりますが、職業能力開発促進法の一部改正に伴いまして、障害者職業能力開発校について規定された条番号

が変更されたことから、引用条文の条番号を改めるものでございます。

恐れ入りますが、83ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第71号の説明を終わらせていただきます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時19分　休　憩

午前10時19分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第72号　江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第72号　江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　それでは、議案第72号について御説明を申し上げます。

議案書の85ページをお願いいたします。

平成27年議案第72号　江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由でございますが、母子・父子家庭医療費の助成対象につきまして、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、86ページをお願いいたします。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明のほうをさせていただきますので、87ページをお願いいたします。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表でございます。

第2条でございます。こちらは受給資格者についての規定でございます。

第2条第2項におきましては、適用除外についての規定でございます。

その第3号におきまして、生活保護法による保護を受けている者を適用除外しているところでございます。生活保護法では、生活保護を受けられる対象を国民というふうに定めているところでございます。生活に困窮する外国人につきましては、実際には日本国民と同様に保護を受けられるわけですが、これは生活保護法による保護ではなく、事実上の保護を行う行政措置であるということから、今回、「保護その他これに準ずる措置を受けている者」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、86ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第72号の説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　直接、この改正部分ではないんですけども、本会議の山議員の質疑をお聞きしていて、第2条の受給資格者としないう除外規定の中に、恐らく母子・父子の中で未就学児とか障害者が入っているんじゃないか



と思うんですけれども、母子と、障害者と、子ども医療で、どれが優先されるかといった場合、この母子・父子家庭の領域の中で、さっき言った子ども医療のほうが未就学児については優先され、障害児については母子・父子よりも障害児医療のほうが優先されると、この理解でよろしいですか。

○保険年金課長　　今、委員のおっしゃられた内容でございます。

まず、未就学児につきましては、今現在は子ども医療費の受給者証をお渡ししておきまして、これは県費の対象ということでもあります。ということで、未就学については子どもをお渡ししておるということでございます。

あと、障害者の福祉医療のお話があったけれども、母子・父子家庭の福祉医療よりも障害者のほうが優先するというのは、母子・父子家庭のほうに所得制限がございますので、そこから漏れてしまう可能性もありますので、障害者のほうを優先させていただくということでございます。

○委員長　　そのほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分　　休　憩

午前10時25分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時25分　　休　憩

午前10時42分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 議案第73号 江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長 続きます。議案第73号 江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第73号について御説明を申し上げます。

議案書の88ページをお願いいたします。

平成27年議案第73号 江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由でございますが、子ども医療費の助成対象を拡大することにより子供の福祉の増進を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、89ページをお願いいたします。

江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきますので、90ページをお願いしたいと思います。

江南市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

今回の改正の内容につきましては、子ども医療費の助成対象のうち、通院分に関しまして中学生まで助成をしておりますけれども、3分の2の助成となっております小学4年生から中学校3年生までを平成28年4月診療分から全額助成とするよう改正するものでございます。

第2条は定義についての規定でございますが、10歳未満児の定義を規定いたします第4項を削除するものでございます。これは、小学校4年生から中学校3年生までを10歳未満児と同様に全額助成とするため、区別して定義する必要がなくなるためでございます。

次に、この第4項の削除により、第5項を第4項に繰り上げいたします。

次に、第3条は受給資格者に関する規定でございます。先ほどの議案第72号 江南市母子・父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）と同様の理由により、第2項第2号の規定を生活保護法による「保護その他これに準ずる措置を受けている者」に改めるものでございます。

次に、第4条でございます。こちらは、助成の範囲についての規定でございます。

1枚はねていただきまして、91ページにございます第1項のただし書きの部分を削除するものでございます。これは、中学校3年生以下の全ての子供を対象に全額助成するためでございます。

恐れ入りますが、89ページにお戻りをいただきたいと思っております。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は平成28年1月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございます。この条例の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給または手当に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第73号の説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　条例の改正そのものではないんですけど、それに付随する市の負担のことをお尋ねしたいんですけども、平成25年度から平成26年度で、対象年齢を中3までで一旦窓口負担するというのをなくしましたので、かなり大きく制度が変わって、どれだけふえているかというのが複雑で、どれだけの助成額がふえるかというのは複雑だったんですけども、平成25年から平成26年で助成額が幾らふえて、予算ですけども、平成26年から平成27年にかけて、これによってあと助成額が幾らふえると見込んでいるのかというのを教えていただきたいと思っております。

○保険年金課長　今、委員からお尋ねの子ども医療費の拡大に関する経費ということでございますが、大変申しわけありません。平成25年から平成26年

の数字を持ち合わせておりませんので、まず平成26年から平成27年のお話をさせていただきたいと思います。

平成27年度からは、小学校4年生から6年生は償還払いから現物給付ということにしたわけでございますけれども、予算のほうは、1学年1,000人お見えになるという想定で3学年お見えになります。それから、平成24年度の県内の都市の小中学校1年生から3年生までの通院の助成費の1人当たりの平均額は約3万円ということでございますので、3万円の3分の2ということになりますので2万円でございます。1学年1,000人お見えになりまして、4・5・6年の3学年でございますので3,000人ということで、2万円掛ける3,000人ということで6,000万円の予算を想定しておったところでございます。ただし、平成27年は4月診療分から拡大ということでございますので、支払いは実際には6月からということでございますので、平成27年度は10カ月分計上をしたところでございます。6,000万円の12分の10ということで、5,000万円を見込んで予算を計上したというところでございます。同様に中学校の1年生から3年生も1学年1,000人の1人頭3万円、その3分の2、それから支払い月が10カ月分ということで5,000万円となります。4年生から中学校3年生までの6学年で合わせて約5,000万円を予算計上させていただいたところでございます。

これに対しまして平成28年度でございますけれども、今回は3分の2の部分が全額助成になるということで、6学年あります。先ほどの1人当たりの3万円を使わせていただきますと、3万円のうち残り3分の1でございますので1万円が6,000人お見えになります。今回も同じように10カ月分ということでございますので、平成28年度でも全額に拡大する部分で5,000万円の予算の計上を考えておるところでございます。

○掛布委員 さっきちょっと私、年度を間違えちゃったみたいで、平成26年から平成27年と平成27年から平成28年の間違いで、申しわけないです。

そうすると、平成27年から平成28年で5,000万円助成額がふえるという予定ということですね。

それと、国保の調整交付金の減額措置の関係なんですけど、国も見直す方向で、子育て支援に逆行するということだったんですけど、江南市が拡大し

てきて、今回の調整交付金の減額措置にひっかかるのは、平成27年度、今年度からの拡大で、これに相当しちゃうのか、新年度からの拡大で、これにひっかかるのか、そのところを説明していただきたいと思います。

○保険年金課長　　今、委員から御紹介がありました国民健康保険の負担金の減額ですね。福祉医療を市が独自でやりますと、それだけ医療費がふえるということで、補助金のほうがカットされるという内容でございますけれども、これは条件が1つございまして、現物給付で行っているもの、償還払いのものは医療費がさほど上がらないといえますか、現物給付ですと使いやすいので医療機関にかかりやすいということもありますので、現物給付という1つ条件がございまして。平成27年度から、小学校4年生から中学校3年生までは、2市2町の尾北医師会の管内ではありますけれども、現物給付とさせていただいたということでございまして。3分の2の助成ではありますけれども、減額にひっかかるということでございまして、平成27年度4月分から、拡大した分から減額の対象になるということでございまして。国のほうは、その調整を考えていくということで、今、協議に入っているというふうに聞いておるところでございまして。

○委員長　　そのほかございましてか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、質疑も尽きたようでございまして、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時52分　　休　憩

午前10時52分　　開　議

○委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号 江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第74号 江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第74号について御説明を申し上げます。

議案書の92ページをお願いしたいと思います。

平成27年議案第74号 江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由でございますが、障害者医療費の助成対象について、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、93ページをお願いいたします。

江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、94ページをお願いしたいと思います。

江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第4条でございますが、適用除外に関する規定でございます。

第2号におきまして生活保護法による保護を受けている者を除外するものでございますが、先ほどの議案第72号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）と同様の理由により、「保護その他これに準ずる措置を受けている者」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、93ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第74号の説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時55分 休 憩

午前10時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第75号 江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正 について

○委員長 続きまして、議案第75号 江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 続きまして、議案第75号について御説明を申し上げます。

議案書の95ページをお願いしたいと思います。

平成27年議案第75号 江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由でございますが、精神障害者医療費の助成対象について、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、96ページをお願いいたします。

江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきますので、97ページをお願いしたいと思います。

江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第5条でございますが、適用除外に関する規定でございます。

第2号は生活保護法による保護を受けている者を除外する規定でございますが、これも先ほど御説明した議案第72号の江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正と同様の理由により、「保護その他これに準ずる措置を受けている者」に改めるものでございます。

次に、第4号でございますが、「第2条第4項に規定する10歳未満児」の部分进行削るものでございます。子ども医療費助成の通院分につきましては、全額助成となる対象を拡大することに伴いまして、10歳以上の子供につきましても子ども医療費を優先させるために削除をいたすものでございます。

恐れ入りますが、96ページにお戻りをいただきたいと思ひます。

附則でございます。第1項は施行期日でございますが、平成28年の4月1日から施行するものでございます。ただし、第5条第2号の規定につきましては平成28年1月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、この条例の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給または手当に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第75号の説明とさせていただきます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願ひを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。



暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時58分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

---

#### 議案第76号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 について

○委員長 続いて、議案第76号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 それでは、議案第76号につきまして御説明をさせていただきますので、議案書の98ページをお願いいたします。

平成27年議案第76号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとするものでございます。

提案理由といたしましては、江南市民プールを廃止するため改正する必要があるからでございます。

それでは、99ページをごらんください。

江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

でございます。

詳しくは、改正内容といたしましては新旧対照表で御説明させていただきますので、議案書の100ページ、101ページをお願いいたします。

体育施設の名称位置を規定いたしました第3条関係の別表1中、「江南市民プール」の項を削るものでございます。

また、施設の使用料を規定いたしました第8条関係の別表第2中、江南市民プールの使用料について規定されました第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、それぞれ1項ずつ繰り上げるものでございます。

それでは、議案書の99ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものとするものでございます。

なお、別添の参考資料6ページに市民プールの概要などを添付いたしておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明等はございません。よろしくお願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　広報に議会の様子を書くんですけども、委員会に質問がありませんと全く抜けてしまいます。それで市民目線は、非常に重要な除却する条例でございますので、議案質疑はやっておるんですが、委員会としてポイントだけで、なぜ新体育館についてプールをなくするのか、その代替案としてどういうことを考えているのかということを手短にここで質問させていただいて、答えてもらうということにして、記事にしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長　2点について、統括幹。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　まず、市民プールを廃止するものでございますけれども、現在、新体育館は建設を進めておるわけでございますが、今、建設予定地を市民プール跡地と検討委員会の中で決めていただきました。したがって、市民プールを廃止するという形の条例を今回の議案の中で提

案させていただきました。

それと、それに伴います代替という案でございますけれど、こちらにつきましては、今議会の中で議案質疑等、議員の方から質疑をいただいておりますが、代替案といたしましては、現在の木賀のコミュニティ・プールの利用促進を図る、それともう1つは市内小学校の学校のプールを開放して一般利用していただくという代替案で御説明をさせていただきました。一応、この2点ほどを代替案として計画しているところでございます。

○教育部長　　ただいま統括幹のほうから説明があったとおりなんですが、その趣旨につきましては、江南市新体育館建設基本計画の冊子の中でも、ちょっと読み上げさせていただきますが、現在の市民プールについては、1. 築40年を経過して老朽化が進み、2カ月間という限られた営業期間にもかかわらず膨大な維持管理費がかかっていること、②利用者も最盛期の約10分の1まで減少していること、3. 近隣市町に大規模な温水プールなどが整備され、市内にも民間のプールが整備されているなどから、この土地を新体育館の建設場所とするとともに、今後のプールのあり方については改めて検討していきたいと記載されておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　　代替案でちょっと疑問があるんですけども、まず木賀の交通児童遊園の中のコミュニティ・プールというのは、本当に小さくて、代替案と言えるのかということと、あそこは駐車場が狭くて、今、利用促進と言われたんですけど、たくさん来られても困るようなところじゃないかと思うんですね。古いしという。だから、ちょっと代替案と言うだけのものではないような気がするんです。

もう1つ、市内の小・中学校じゃなくて、小学校のプールですかね。小学校のプールといいましても、夏休み中は子供たちが通って、授業の一環として夏休み中のプールの授業があるわけですので、それと調整しながらやっていけるのかなあという疑問がありますし、市民が利用するとなると、更衣室の問題であるとか、プールの監視員はどうなるんだとか、そういった問題も出てきますし、その点はどんなふうに考えてみえるんでしょう。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　今、委員から御指摘がございました木賀のプールでありますけれど、確かにおっしゃるとおり、駐車場等が余り充実

しておりませんでして、利用者の増加が伴いますと駐車場の不足が懸念されるということでありまして、子供、児童が利用者の多くを占めているわけでありまして、一般の利用者というものは、今のところは児童と同伴ということになっておりますので、主には小学校等の児童を対象としていきたいというような考え方を持っておりますというのと、それともう1点、小学校のプールについてでございますけれども、中学校については部活等がありますので余り利用ができないということで、小学校のプールを予定するわけではありますけれども、今のところ学校のプール利用が終わる8月の前半、それが終わった後、8月いっぱいを一般向けに開放してまいりたいと。

それで、あと更衣室とか、そういった問題がどうだという話がございますけれども、一応うちのほうの体育館のほうでもいろんな小学校を調査させていただきまして、その中でも更衣室とか充実した学校をとという形で選んでまいりたいと思っております、それと管理の監視員の件につきましても、体育館のほうで、学校管理から体育館管理という形で、管理者、指定管理を変える形で一応運営を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　木賀のプールですけど、児童を対象と言うんですけど、結局、親が車に乗せて連れてこないと厳しいですね。今のプールと木賀のプールというのは相当離れていますので、かなり無理があるかなあというのがあります。

あともう1つ、プールを潰して体育館を建てるよという議論のときに、当時の委員会の協議会だったかと思うんですけども、当時の部長さんだったかどなたかから、市内の民間のやっている民間の温水プールですよ、そこへの利用券を出して、今は本当に安いですね、100円とか百数十円で、本当に安く気軽に、夏、体力づくりやら、暑いさなかに楽しんでもらっているものの、それがなくなってしまうという面で、安く市民が利用できるかわりのものを用意してあげないと、民間のプールとかは大口に行けばいいじゃないかと言うんですけど、近くで安く利用できる代替措置ということで、民間のプールへの利用券はどうなったのかということをお伺いしたいんですけども。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　確かに市内に民間のプール施設、3施設ほどございます。私どもも民間のプールの利用ができないかということは、それぞれ施設といろいろ協議をさせていただきました。そうしたところ、民間の施設は当然、利用者の方に会員になっていただいてプール利用をしていただいているわけですが、江南市から何がしかの利用券という形でいろいろ利用していただくとなりますと、会員との、事業者側は格差ができてしまうと。したがって、今、会員でもって運営している形状から考えますと、市の利用券を使って利用される方というのは安く利用される方がお見えになるということで、会員の減少につながる形となってしまいますので、それと今、プール事業者の方も土曜・日曜を含めて営業をしてみえるわけですが、なかなかあいている時間帯も少ないような現状がございまして、それぞれプールではいろんな教室を受け持って運営しておみえになるわけですが、そういった事柄とあわせまして、今の民間の施設との協議がなかなか調わないというような形から、市内の木賀のプールと小学校のプール開放、こちらを予定していきたいという形を考えているところでございます。

○委員長　そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時30分　休　憩

午前11時30分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○掛布委員　この廃止の条例案の可決に伴いまして、委員会として附帯決議

をぜひ御協議の上、賛同いただければ提案したいと思います。よろしく願  
いします。

○委員長 本案の議案第76号に対しまして、掛布委員から附帯の決議案を提  
出したいという申し出がございました。

その点につきましてはよろしいですね。提出につきましては。

○牧野委員 そういう権利があるわけですね。

○委員長 権利はございますので。

じゃあ、事務局のほうから。

それでは、ただいま掛布委員から附帯決議案が提出をされましたので、掛  
布委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

○掛布委員 済みません、お時間をいただきまして。

じゃあ簡単に、あくまでも案でありますので、皆さんの賛同をいただいた  
内容で、ぜひ決議できるようにお願いしたいと思います。

この市民プールの廃止条例は、本会議で特別決議の対象になるということ  
で、3分の2以上の賛同でもって初めて議決されるととても重い条例案です。  
今の質疑の中でもありましたけれども、十分な代替措置という点では不十分  
な点があり、ただ廃止して、それでおしまいでいいのかという思いがありま  
して、代替措置について十分な配慮を求めたいということと、もう1点は、  
これで江南市の市民プールは未来永劫つくらないというのを決めるわけでは  
ないと。あくまでも、本会議場で副市長が答弁されておりましたけれども、  
今後、財源とか立地場所等を確保しながら、プールのあり方や必要性をさま  
ざまな角度から検討して、市民の意見を反映させた10万都市にふさわしい市  
民プールの建設をぜひ目指していただきたいと、そういう思いを残しながら  
のやむを得ずの廃止の条例だということをぜひ意思として、委員会として示  
す意味で、この附帯決議案を出させていただきたいと思います。

私の一存で書かせてもらいました決議案の文面でありますので、こんな表  
現はおかしいとか、ここまで書く必要はないとかいうのをどんどん集約して  
いただいて、ぜひ委員長さんのほうで賛同いただける内容の中での意思表示  
ができればと思っておりますので、よろしく願います。

○委員長 ただいま掛布委員から趣旨につきまして御説明をいただいたわけ

でございますが、この点につきまして皆さんの御意見、質疑のある委員の方の御発言をお願いしたいと思います。

○牧野委員 私、この附帯決議には反対の立場から発言させていただきます。

基本的には多分、掛布さんの附帯決議と、個人的には非常にこうあるべきだと私は思いますけれども、行政とか江南市の現状を見ますと、これから2025年が団塊の世代が全て75歳になっていく。それから、2060年がこのままいくと3割人口が下がっていく。少子・超高齢社会が進展していく中で、いろんなことが、物すごくやるべきことがあるんですが、しかし今の制度を維持しながら、いろんな修繕、維持管理するだけでもコストがふえていく中で、税収が多分横ばいか下降するというような条件の中で、政策は優先課題といましようか優先順位というものをつけざるを得ないと思うんですよね。

ですから、掛布さんのおっしゃることはよくわかるんですけれども、優先順位からいくと、これはかなり下になるんじゃないか。そして今、当局の答弁がありましたように、民間施設もございますし、近隣市町村にはそういった設備もございますので、10万都市としてこういう競技大会ができるようなものを持つことは当面非常に難しいと思います。

ですから、もっと広域で、私、一般質問で言いましたけれども、コストの下がる行政体というのは、30万から40万、あるいは50万都市を目指すと1人当たりの歳出コストが非常に下がっておりますので、10万市でフルにあらゆるものをつくっていくということは、この少子・超高齢社会の中では難しいと私は考えておりますので、こういった附帯決議をつけてすることに関しましては、時期尚早といいますか、時代に合わないといましようか、私は反対です。以上です。

○掛布委員 今の牧野委員の意見を聞いていますと、2番についてかなりのひっかかりがあると思うんですけれども、確かにプールの建設が難しいということは十分承知していて、その上で体育館をプールの跡地にということになってきたわけなので、もしそれがここまで書くのは難しいということでしたら、せめて1番だけ残していただいて、2番をカットして、1番の十分な代替措置を求めるという範囲内でとどめた附帯決議でも結構ですので、よろしくをお願いします。

○委員長 今、掛布委員からもそういう案が出ました。これもひっくるめて。

○伊神委員 1番の特に大人の市民利用者に対する代替措置ということで、私もこのとおりだと思います。ただ、現実を考えて、現状で、じゃあどこに設けるかといったら、ないと思うんですよね。意味はよくわかるけど、現実問題、ちょっと無理。

それから、管内水泳大会、市民水泳大会、前の説明では滝高校のほうを利用してやるとかいう話も聞いたような記憶があるんですけど、その辺は考えて、どこかではやるべきだと思います。

あと、この市民プールの建設ね。これは当然、あるにこしたことはないし、つくるべきだと私も思いますが、今、いろいろこれから検討すると。だから、1つは今の新ごみ処理施設が決まれば、その隣につくるという、熱利用でというのも一つの案として市でもいろいろ検討するということですので、それは述べているから……。

[発言する者あり]

○伊神委員 プールをつくりたい、つくるというのも、この間の副市長の説明で、状況を考えながら十分に検討したいという趣旨はこの間のときに述べていますから、その程度で私はいいと思います。あえてこれを出すより、そこまでの現実性というものもないし、もうちょっと様子を見るべきではないかと私は考えます。だから、出さなくていいと思います。

○委員長 何かございますか。

○尾関（健）委員 私も牧野委員の意見に全く同感で、それ以上もそれ以下もありません。

○委員長 ほかの委員さん、何かありますか。

○藤岡委員 先ほど市民プールの管内水泳大会等の大会については、おっしゃられたとおりに、私も滝の校長先生に直接聞きまして、市長も滝の校長先生に聞いたようなんですけど、あとは日にちの調整とかありますけれども、どうぞ使ってくださいというような回答を得ていますので、あとは主催者のほうが本当に滝にお願いするのかどうかというのはまた別の話になりますので、館内の水泳大会も、市民水泳大会も、主催者がちゃんとおりますので、その主催者がちゃんとそういうところをお願いするのかどうかというのは、また別の話



になってくると思いますけれども。

あと、こういった附帯をつけないと今さら新体育館をつくってはいけないというような話になってくるということではないと思いますので、今回は新体育館を建設する上という話、市民プールを廃止するという話だと思っておりますので、また新プールの建設とか代替案というのは、さらにこれから検討していけばいいような話だと思っておりますので、わざわざ附帯につけなくてもいいのではないかなというような思いはあります。以上です。

○東猴委員 財政的に豊かなまちであれば、立派なプールは必要だと思えますが、実際そんな状況でもありませんし、直近では体育館の建設、中・長期的には図書館、30億円、40億円かかるとも言われております。こういった優先順位の問題もありますので、ここは牧野委員もおっしゃられました。よって2番は反対です。

1番につきましても、先ほど当局の方から、小学校のプールを使ってみると、そういった代替案も出されましたので、一回それでやってみて、それでダメなら、何か市の当局のほうでも、現状ではダメだな、プールのもっと代替案を出さなきゃいけないなという議論もまた出てくると思っておりますので、当面は今の当局の言われた代替案で進めていけば私はいいと思っておりますので、反対させていただきます。

○掛布委員 何か御意見を聞いていると、全然賛同が得られないようですので。ただ、何も委員会として意見を言わず、もろ手を挙げて賛成ではないという、今後の課題が多いので、ぜひそれを留意して取り組んでいただきたいという意思表示の意味で出してはどうかということですので、それも必要ないという、何も必要ないと、当局に任せておけばいいということでしたら、もう結構ですので。

○委員長 それぞれの御意見が出ましたので、ここで一回終結をさせていただきますので。

それじゃあ、この提出につきまして採決をまずさせていただきたいと思いますが、本案の議案第76号に対してお手元に配付の附帯決議を付すということについての賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数という形になりますので、本案の議案第76号にお手元の配付の附帯決議を付することは否決という形にさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

時間がもうお昼になりますので、あと午後から次の議題を行いたいと思います。1時5分から行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前11時43分 休 憩

午後1時03分 開 議

○委員長 時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**議案第78号 江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定について**

○委員長 続きまして、議案第78号 江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 議案第78号について御説明を申し上げますので、議案書の104ページをお願いいたします。

平成27年議案第78号 江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターで、指定管理者は社会福祉法人江南市社会福祉協議会、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもつ

て終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、協定書（案）を105ページから107ページに、覚書（案）を108ページに、また指定管理者の仕様書（案）を109ページから114ページに掲げ、指定管理料支払い額内訳表を115ページに掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第78号の説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　115ページの指定管理料の額ですけれども、平成27年度までの額を見ましたら3,367万1,000円、年間。平成28年度で上がっているんですけれども、その理由というのはどこにあるんですか。

○高齢者生きがい課長　平成27年度につきましては、指定管理料3,367万1,000円でありましたが、平成28年度につきましては3,457万1,000円という形で管理料を算定いたしました。その主な内容でございますが、その中でも光熱費支出が増額をさせていただいたという状況でございます。

○委員長　そのほかありますか。

○牧野委員　この協定書、関連みたいな話で、106ページで、大枠として106ページの上から4行目に管理及び運営の実施状況及び利用状況、これって議会でもらっていませんか。

○高齢者生きがい課長　報告書ですので。

○牧野委員　決算書はもらっているんですけれども、これでもらっていませんか。もらっているんだね、協議会。出しているか出してないだけ。

○高齢者生きがい課長　9月の委員協議会の中で、精算がございますので、その報告をさせていただいたところです。

○牧野委員　わかりました。もらっているということだ。

106ページから107ページ、107ページの一番上なんですけれども、災害時の対応で避難所になっているんだけど、これは一種のマニュアルというのはつくってあるわけ。老人福祉センター及び中央コミュニティ・センターの、災害時、江南市の指示に従わなければならないと書いてあるんだけど、江南

市がつくっているのか、向こうが避難指定所として何かつくっているんですかね。

○高齢者生きがい課長　　今の牧野委員の御質問なんですけれど、防災のほうの管轄になりますので、まことに申しわけないですが、うちのほうとしてはわからない状況です。

○牧野委員　　113ページの下から10行目、(5)で江南市の実施する調査によりモニタリングを行うと書いてあるんですけど、これって報告はもらっていましたかしら。

○高齢者生きがい課長　　社会福祉協議会のほうからは、モニタリングの結果として、うちのほうへはいただいております。

○牧野委員　　議員のほうによって連絡はもらっていたんかね。

○高齢者生きがい課長　　議員さんのほうには、お出ししてないというのが現状です。

○牧野委員　　じゃあお聞きしますが、このモニタリングをされていてどうなんでしょうか。何か問題点はあったんでしょうか。良好なんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　問題もなく良好なというような形になっておるところです。

○牧野委員　　予算管理料で、別段いいんですけど、例年、差し引き、残業時間だとかいろんなもので余ってきて返してもらっていますよね、決算書を見ていると。差し引き返納額というのがあって、これがあっても別段予算には影響しない感じだと思うんですが、前の管理料と、これから新管理料がこういうふうに決まっているんだけど、こういう予算を立てるときに、差し引き返納額というの考慮するものなんですか。しないものなんですか。

○高齢者生きがい課長　　112ページのほうをお願いしたいんですけど、仕様書の中の下から5行目でございます。予算の執行の④ですね。予算の執行に当たって不用額が生じた場合は精算するものとして、毎年度精算をさせていただいておるというところでございます。

○牧野委員　　毎年度多少返ってきているという感覚なんですけれども、返ってきている金額が数%か少ないと思いますが、今回の予算立てをするときに、過去の例年の差し引き返納額が考慮してあるかどうか聞いたんです。

- 高齢者生きがい課長　　予算を立てる場合は、社会福祉協議会のほうの実績に基づいて数字をいただいた形になっておりますので、その中に考慮と言われると、どのような数字の反映があったかはわかりないんですけど、今までの実績、決算ベースで数字をつくり込んできたというふうに理解しております。
- 牧野委員　　具体的には、人件費の算定基礎単位というものは変わったんでしょうか。変わらないんでしょうか。
- 高齢者生きがい課長　　福祉センターのほうの人件費というのは、パートさんの部分の2名ですので、一応市のほうの統一単価に基づいて算定をしてみえるという形になります。その中で勤務の時間数が減ってくれば、その分が、金額的には小さいかもしれませんが、返納が生じてくるという形になります。
- 委員長　　そのほかありますか。
- 掛布委員　　業務内容ですけれども、仕様書の中の111ページの終わりから112ページのところに指定管理者が行うべき業務内容ということで、施設の利用者、利用許可と運営ということで、高齢者や家族の相談とか、レクリエーションとか、あとは施設の管理と、その程度なんですけれども、前もお聞きしたと思うんですけれども、ここで介護予防のデイ・サービスというか、やっていると思うんですけれども、それは業務内容に含めなくてもいいんでしょうか。
- 高齢者生きがい課長　　デイ・サービスなんかは介護事業の関係ですので、この指定管理料の中には含まれないという形です。
- 掛布委員　　前にいただいた決算議会のときの精算書を見ながらお話ししているんですけれども、指定管理料の中から介護予防事業への業務委託費というのを支出しているんですけど、この指定管理料の中から。
- 高齢者生きがい課長　　その件で9月議会のときに委員会の中でデイ・サービスのお話をさせていただきまして、その後、答弁が間違っておりましたので、皆様方に管理の委託料の内訳というのを後でお渡しいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 委員長　　そういう訂正があったということで御理解いただいて、いいです

か。

そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 16 分 休 憩

午後 1 時 16 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第79号 江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第79号 江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 続きまして、議案第79号について御説明申し上げますので、議案書の116ページをお願いいたします。

平成27年議案第79号 江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は江南市高齢者生きがい活動センターで、指定管理者は公益社団法人江南市シルバー人材センター、指定の期間は平成28年4月1日か

ら平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、協定書（案）を117ページから119ページに、覚書（案）を120ページに、また指定管理者の仕様書（案）を121ページから125ページに、指定管理料支払い額内訳表を126ページに掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第79号の説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　また同じ質問なんですけれども、平成27年度の指定管理料と比べて平成28年度は上がっていているんですけれども、主に平成27年から平成28年に上げてある理由というのは、どんな理由からでしょうか。

○高齢者生きがい課長　平成27年から平成28年にかけての予算の中で、今まで施設の管理としての、具体的に言いますとトイレットペーパーですとか清掃道具という一種の消耗品関係が計上されておりましたので、今回、トイレットペーパー、清掃用具、蛍光灯ですね、その関係の消耗品費を計上させていただいたという形でございます。

○委員長　そのほかありますか。

○牧野委員　このシルバー人材センターというのは独立自尊みたいで、ネットでざあっと決算書から資金から全部出てきて見ますと本当に一生懸命やってもらって、それなりのまあまあ収益が、前は少し足りなかったかもしれませんが、基本的には資産も結構あると。剰余金もあるなあと思っていますけど。江南市はほんの少ししか指示してないんだけど。ひっかかるのは118ページの上から9、第9条、江南市は管理及び運営に必要な備品を無償で貸し付けるものとするとして書いてあるんですけれども、資産台帳を見ますと、ホームページに載ってまして、芝刈り機ほか23点、現在価値57万円と出ているんです。

ここから質問なんですけど、今、例えば単純労働のシルバーの人と、それからちょっと技能工として、ふすまの張りかえ、網戸の張りかえだとか、庭木剪定とかいうのがあるんですが、最近ちょっと聞いたんですが、ふすまなんかの人はいるんだけど、庭木用のボランティアでやろうと思うと、シルバーを、ボランティアでちょっと給料はもらいますけれども、時間給、大体安いですけど、なんか100万円ぐらいかかると言うんですよ。軽4輪と、脚立と、道具と、何種類、全部自前で持っているから、剪定になる人が減ってきていると。申し込んでも、例えば牧野が庭木剪定してねと頼んでも、なかなか来られないと。どうして来られないのかというと、なり手が減っているというふうで、そういった設備投資が最初にかかる、教育も受けなきゃならないということで、賃金はともかく、ここの備品の貸与を見ていましたら、多分、江南市はそこらを一切してないんだけれども、需要と供給ですが、お金もある程度あるから、シルバーで買い与えてもいいかと思うんだけど、そこら辺の需要と供給で人数は充足しているものですか。特定していうと、剪定する庭師さんの数というのは、シルバー人材センターの中でどの程度の需要と供給を満たしているんでしょうかね。市はそこまで関与する必要がないことでしょうか、逆に言うと。

○高齢者生きがい課長 シルバー自身が公益社団法人ですので、その中で経理をやっておるという状況ですので、うちがそこまで中に入っている、決算書なんかはいただきますけれど、やってないのが現状でございます。

○牧野委員 どうも実際の庭師さんなんかはかなり高齢化して、若い人が、65歳ぐらいで定年で入っていきこうと思うとちょっと初期投資が要るし、意外と危険作業で、シルバー人材から貸与されるのはヘルメットと腰の安全ロープだけだと私は聞いておりますので、大して支援してないんでやりにくいかもしれませんが、かなり市の行政主導型の施設でもありますので、一回調べていただいて、需要と供給と、そこら辺どうなっているのかちょっと一回調べてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○高齢者生きがい課長 今、牧野委員からありましたように、シルバーの庭木なら庭木をやってみえる方は、委員さんおっしゃられるように、今のヘルメットとか安全ベルトについてはシルバーのほうから貸与という形だと思



ますが、やっておりますが、例えば剪定のはさみ、それから脚立、移動する手段の軽トラ、それにつきましては請け負われたシルバーの会員さんの支出というんですか、自分の購入という形でやっておるのが現状です。おっしゃるとおりだと思います。

○委員長　今の牧野委員のほうは、それが充足しているかどうかということのをちょっと調べてもらえんかということですが、その点はどうなんでしょう。

○牧野委員　調べていただければ、ちょっと調べてもらいたいなあという要望です。

○委員長　要望で、またちょっと調べておいてもらってということ。そのほかございますか。

○掛布委員　結局、指定管理といっても、業務内容は全くシルバー人材センターの建物の管理運営という、利用許可ということなので、なぜ指定管理になっているのかわからない。普通の今までの業務委託、施設の管理運営を業務委託ということでも全然構わないと思うんですけども、どっちみち精算して余ったお金は返してもらわなければならないので、なぜ指定管理になっているのかなあというところがよくわからないんですけど、なぜでしょうか。

○高齢者生きがい課長　今の御質問、詳しい内容がわからない状況でございますが、指定管がスタートした時点で、シルバー人材センターについても指定管でやっていくという形ができ上がった状態が今の状態かなと思っておりますので、過去を調べないと、ちょっとそこら辺のいきさつというのはわからないかと思っております。

○掛布委員　全然知らないんですけど、集会室の利用の許可をやっているということなんですけど、集会室とかを貸し出ししているわけですか。あることも知らないんですけど。

○高齢者生きがい課長　一応、貸し出し用の部屋はございますけれど、申し込みはほとんどゼロです。

○委員長　そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　じゃあ、質疑もございませんので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 27 分 休 憩

午後 1 時 27 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第80号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第80号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、議案第80号について御説明申し上げますので、議案書の127ページをお願いいたします。

平成27年議案第80号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称の欄に掲げております江南市立学習等供用施設中般若会館を初め10施設につきまして、指定管理者の欄に掲げていますそれぞれの区を指定管理者に指定するものであります。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、協定書（案）を128ページから130ページに、指定管理者の仕様書（案）を131ページから134ページにそれぞれ掲げておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第80号の説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東猴委員　131ページの4番、開館時間に関する質問なんですけれども、先日、とある親御さんから御意見をいただきまして、中学校か高校生のお子さんがおられる方なんです、その方が言われますには、自習室ですね、もうちょっと長く使わせてほしいと。具体的には夜8時半から9時ぐらいまで使わせてほしいがどうかという質問だったんですが、これを見ますと、確かに午前9時から午後9時半までとすると書いてありますが、基本は5時までと。現状では、例えば6時にお子さんが自習室に行かれた場合、5時で終わっちゃっているのでしょうか。または、ここに書いてあるように9時から9時半まで使えるものなのでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　今回、議案のほうに掲げております10の学習等供用施設に関しましては、管理運営を現在でも地元区にお願いをしていただいているところでございます。仕様書の案でございますけれども、こちらの開館時間につきましては、現在、指定管理をお願いしている仕様書でも同様の、開館時間につきましては午前9時から午後9時半までとする、ただし個人による施設利用のときは午後5時までとするというふうに定めておるところでございます。ただ、各区の、いわゆる区長さんでございますけれども、こちらの方が指定管理者、(2)のところ特に必要があると認めるときは開館時間を変更することができるという定めもございますが、個人利用の分を午後5時までと限定しておりますのは、市の直営の学供施設でも同様でございますが、やはり管理運営上の問題というのがございます。個人利用という形になりますと、夜間の利用ということであると、どうしても目が行き届かないというところもございますので、直営学供などにおきましても個人利用は午後5時までとさせていただいておるところでございます。

また、ここは各区に弾力的な運用をお任せしているところではございますが、事前に利用をしたいというところで区長さんのほうにお話をされて、その方の、学生さんですか、身元がはっきりした方であれば、そういった夜間におきましても区長さん了解の上で個人利用というものは可能であるかなあというふうには感じておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○伊神委員 129ページの第10条と第11条のところちょっと関連すると思えますけど、施設の管理運営は全て指定管理者と。ただし、火災保険は江南市の負担と。ほかに地震保険と、それから台風とか暴風雨が損壊の可能性がありますが、これの保険についてはどうなっておるんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 市の公の施設でございますので、こちらのほうについても、火災保険料と同様に市のほうで保険を負担しておるといふことでございます。

○伊神委員 そしたら、そのように書いておいてくれんと、火災保険だけだと思ふから、この文章でいくとね。書いておいてほしいなあと思えます。

それと、保険でおりん場合、1個どこだったか、以前、屋根の修理、古くなってということで、その場合、市のほうはおりないと、区のほうでやってくれと。これは11条に書いてあるから。だけど実際、屋根の全部修理とかいったら何百万とかかかるから、これは指定管理ということからして、例えば文化会館とかすいとぴあは幾ら以上だったかな、幾ら以上は市が持つと、何十万は違うけど、そういうような規定があるから、この場合も、例えば100万円以上とか、区で何百万もということはえらいことで、現実問題、区民が出してやるわけだから。何十万ぐらいならできるかもしれんけど、何百万の修理の場合は、とても区ではやれないから、その辺の規定を私は設けるべきではないかと。余りにもちょっと丸投げ過ぎとか、区民の負担になるから、これからまだ古くなるから、そういう問題も出てくるからね。新しいうちはいいけど。だから、ぜひ私としては100万円以上のものに関しては市のほうで負担すると検討してほしいなあ。それはぜひやるべきだと思いますが。

○委員長 今の質問についてはどうですか。

○福祉課主幹 今の委員の御質問とか御意見なんですが、この学供等の

※ 後刻訂正発言あり

経緯というのが、議場でもお話しされたと思います。昭和40年代ぐらいに、この10施設というのは、公民館とかをつくられて、昭和50年から後半から昭和60年前半ぐらいに建てかえの時期が来ました。建てかえるという事実はあるんですけど、資金がない。そういうところで防衛省の補助を使って建設したいという地元区からの陳情を受けて、言い方は悪いかもしれませんが、名義貸しという形で江南市が建てた施設というところがあります。なので、今、補助をもらうというのは、防音区域と防音区域外というのがあります。防音区域内というのは、岐阜基地の騒音が影響するところになります。そのエリアにかかった施設については防衛省のほうの補助を活用して建てられたという経緯があるんですが、それ以外のところについては、地元の寄附金だとか区費というものを活用して建てておみえになりますので、そういったところとのバランスをとるがために、修理費だとかというのが、出すと、ほかのところも出したらいいんじゃないかという話になるので、今現在では、この10施設については出せないという状況があります。

- 委員長　　もう1点、先ほどの地震の保険料についての記入についてはどうなんでしょうか。そういう意見が出ていますが。
- 福祉課主幹　　地震については、ちょっと今調べておりますので、もしかしたら対応してない可能性がありますので、しばらくお待ちください。
- 掛布委員　　議場でも聞いていて、本当にこれから大変だなあと思いました。例えば、宝くじの助成金を使って地区の公会堂を修繕したり建てかえたりとか、この前は和田区でしたか、エアコンをそれで入れかえたと、大型のエアコンを。今の地区管理の学供で宝くじの助成金を受けるということはできるわけですか。
- 健康福祉部長　　宝くじの助成金は、正式名称は忘れましたが、宝くじを扱う機関から出されるお金でもちまして各県に対する割り当てというのは決まっております。私、前に地域協働課のときに担当しておったんですが、愛知県でも大体数施設というようなことで、例えば江南市ですと、そのうち割り当てられるのが年に1つか2つというようなこと、2つもない、毎年1つぐらいというようなことで、実は希望はたくさんあるんですが、各地区で抽せんをやってもらって、順番を決めて、今の施設に対する割り当てといたします

か、それを決めておるといふ状況でございますもんですから、需要があることは承知はしておるんですが、それに対する対応がなかなか難しいということでございます。

○掛布委員　難しいということとは別に、市の財産ですよ、あくまでも。それで、実質は地区管理なんだけど、それは対象になるかという、そういうことをお聞きしたかったんですけど。

○健康福祉部長　これは確認する必要はありますけれども、ならないはずで。市の建物ということになりますので、これは。

○掛布委員　市の建物なので、宝くじの助成金の対象にはならないということなんですね。

それで、伊神委員は大変不服かもしれないんですけど、全額区費で建てている他の地区の公会堂との公平性ということを見ると、経年劣化の修繕を地元負担でやってというのはやむを得ないのかなあという気はするんですが、ただ、これからどんどん大規模修繕とかが必要になってくると、今の10施設で浄化槽ですけど、出していただいた資料を見ていたら、ほとんど単独槽とか、全然合併浄化槽にも切りかわってなくて下水道にもつながってないです。そんな状態なんですよ。だから、やるべき工事もやれていない状態で、非常に多額の経費がかかる浄化槽の入れかえも出てくるので、限度を決めて、全体の完全な区管理の公会堂も含めて、大規模な修繕については市の助成制度を設けるぐらいしてあげないと大変なのかなあという気はするんですが。まず、浄化槽の実態について教えてください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　浄化槽というお話が出ましたけれども、委員さんおっしゃるとおり、全て単独の浄化槽と……。単独の浄化槽というところがあります。中でも江森、村久野などは、合併式という浄化槽を使っておるんですが、浄化槽の入れかえですとか、それから下水道への接続といったところにつきましては、これは公の施設である以上、また施設の構造自体が変わるような部分になってきますので、そうした折には区との協議ということもありますけれども、市の負担による工事といったものも考えていかなければいけないかなあとは思っておるところでございます。

それから、先ほど保険の関係で、火災保険とともに地震が対象に入ってお

るということでしたけれども、調べた結果、地震につきましては保険の対象とはなっておりませんので、訂正をさせていただきます。

もし地震によって施設のほうが大きな損傷を受けたというような場合につきましては、協定書（案）の中にあります、19条にございますけれども、市と指定管理者と協議の上決定していく事項であろうというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○牧野委員 関連のような感じですけど、これは名義上市の建物だから火災保険は市で入るということですが、何十と各地区にありますね、集会所が。その火災保険は地元で入っていますよね。その確認ですが。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 区が所有をして維持管理を行っておる公民館などにつきましては、区のほうで御負担をいただいておりますのでございます。

○牧野委員 名義上は、この制度が正しいんですけど、実質上は差別です。

それからもう1点、実は数年前に宝くじで耐震工事を800万円ほど助成を受けてやった集会所がありますが、実は耐震ができてない集会所がたくさんあって、建てかえようか耐震をやろうかというときに、耐震の助成をこういう地区の公民館にすべきだということで、僕は前向きに検討するというところで回答をもらっているはずですけども、それを検討されているかということを確認したいんですけど。ちょっとこれは関連で。

要するに、個人の住宅は、耐震補強工事のお金と、いろんな税制上の優遇があるんだけど、公民館に対しては全額区でやることになっているんですけども、実際は市として、こういう公の区の公民館に対する耐震工事というものは助成したらどうかということで実は回答をもらっているんです。その後、何かなっていますかね。ちょっと関連で質問ですけど。

○委員長 これはこっちの管轄でいいんですか。課長、答えられますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 区が実際に管理しておる公民館につきましては……。

○委員長 これはちょっと管轄が違いますのでね。

○牧野委員 じゃあもう1点、ちょっとこれは細かい話で失礼ですが。

134ページの14番、上から4行目、協力費で、施設の管理及び運営に要す

る経費に充てるため、利用者から協力費を徴収することができるものでいいんですけれども、市としては、こういう利用料というのはつかんでいらっしゃるんですか。お任せですかね。結構ばらばらと差があるんですけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　協力費につきましては、どれくらいの協力費をいただくかというところにつきましては、各区のほうから資料を出していただきまして把握しております。

○牧野委員　お任せだからいいんだけど、一応報告は受けているということ。なんか差があるような気がするんですが。指導とか、こんなふうが標準だとか言われるんですかね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　134ページの14番のところに協力費を徴収することができるものとする。この場合、利用者に十分理解を得るものとするがあります。当然区は、利用料変更であるとか、そういったところでは、区会のほうで承認をもらって、そういった利用料を定めておると思います。地元の10区の利用者の皆様から、協力費の高いとか、そういったことについて特段の御意見はいただいておりませんので、利用者の方の御理解はいただいているものと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

○掛布委員　協定書の12条のところ、施設の原形を変更してはならないと。ただし、承認を得たときはこの限りではないとあるんですけども、山議員の質疑を聞いていて、身の丈に合わない大き過ぎる集会所になっちゃっているところもあるというような場合、例えば真ん中をパーティションで仕切ってエアコンのききをよくするとか、例えば和式のトイレでは、皆さん不便をしているので洋式トイレにかえたいといった場合、ちょっとこれはできないという、この12条、原形変更というふうになってしまう。当然、地元の負担でやっていくということになるということで、とにかく一切なぶれないという、この規定がすごく不便だなあと思って、一事が万事なんか中途半端で、市の持ち物なんだけど、区の実質は公会堂だよと。

だから、将来的には、市のものだということになると、公共施設の再配置計画の対象にもなっちゃうということになって、本当に使用率というのは低いですよ。でも、地域にとっては大事な集会所であるわけだから、



再配置の対象になっちゃったら困っちゃうわけなので、嫌かもしれないけど、地区に無償譲渡しちゃうとか、古くなっちゃってからはどうしようもないので、新しいうちに無償譲渡しちゃうとか、自分たちのものとして大事に、自分たちの都合のいいように変えながらしっかり管理していってもらおう。すごく大規模な修繕については、市も市内平等に補助をしていくというような、そういうシステムに変えないと、この地区管理の学供だけ持っているところだけ、何かおかしい縛りと、自分たちのものなのに十分に使う意識がなくて、最後は市にお願いみたいな意識があって、まずいんじゃないかなと思うんですけど、そういうことは考えられないですかね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　まず、12条に定められました施設の原形を変更してはならないというところの条文の件でございます。施設の原形を変更してはならないということでございますけれども、ただ、今、掛布委員さんが言われたように、区のほうの出費を抑えるとか、そういった名目で市のほうへ御協議をいただいて、あくまで公の施設でございますので市が許可を出すという形をとっておるんですけれども、その都度、区のほうからそういったことで協議をいただいた場合には、協議に応じて許可を出すというようなこともさせていただいておるところでございます。

それから、今後の施設のあり方というところにつきましては、公共施設ですので再配置計画の中で検討をされていくということになりますけれども、委員さんがおっしゃられたような譲渡というようなことも視野に入れまして、今後検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　そのほかよろしいですか。

何かありますか、補足で。

○福祉課主幹　少しだけ補足で、今、課長のほうから無償譲渡というお話があったんですが、今回、10の施設の中で土地の利用状況というか登記が区になっているものが2つあります。これというのは、建設当時については区のほうから建設予定地を市のほうに寄附していただいて、地縁団体の認可を受けた区に対しては、区のほうからその土地を返してくれという申し出がありまして、それを返しております。なので、この中で具体的に言うと、飛高会館だとか草井会館については土地利用は区のものになっております。土地の

賃貸借契約、ゼロ契約なんですけど、させていただいて、今、市のほうが借りているような状態です。これは30年契約でやっております。

なので、そういう背景も含めまして、今後、補助の償却期間もにらみながら、区だとか、あと防衛省、補助をもらったところと協議しながら、譲渡に向けて話し合うやさきというところだとは思いますが。それが指定期間でもあらわれていますように、10年から5年というのは、その期間で何とかしていかなければいけないんじゃないかというところで、そういう思いもあって、今回、5年というところも選択しております。

○伊神委員　この指定管理、区が断ったらどうなりますか。市で管理してくれますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　市の公共施設でございますので、区のほうが指定管理をやらないということになりましたら、現在の直営の学供のように市が直接管理をしていかなければならないだろうと思います。

それから、今回は指定管理に関しましては、10地区のほうから既に指定申請のほうはいただいておりますので、御報告まで。

○伊神委員　市に任せてやってもらえば、区は何もお金を出さなくていいから物すごく楽ですわね。ということも出てくるし、今の学供は全部つくられて新しいから、防衛省の関係で。それ以前につくられておる区でつくった集会所とか、そういうものは建物自体も小さいし、今の学供はほとんど2階建てで立派なものですから、その辺、全て集会所と同じ条件ということじゃなくて、その辺のところも考えて、もうちょっと区に負担がかからないような修繕はやるべきだと。考え直してほしいと思います。

○委員長　御意見でよろしいですね。

その他ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 57 分　休　憩

午後 1 時 57 分　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第81号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第81号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、議案第81号について御説明を申し上げます。

議案書の135ページをお願いいたします。

平成27年議案第81号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は江南市心身障害者小規模授産施設で、指定管理者は社会福祉法人ときわ会、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、協定書（案）を136ページから138ページに、覚書（案）を139ページに、指定管理者の仕様書（案）を140ページから144ページに、また指定管理料支払い額内訳表を145ページにそれぞれ掲げており

ますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第81号の説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　ちょっと外れるんですけど、この心身障害者小規模授産施設という長ったらしい名前だけど、愛称というか、後で出てくるんですけど「あゆみ」とか、そういうものはつけてないんでしょうか。すぐわかんなくなる、どこのことだったかなとわかんなくなっちゃうんですけど。

あと、すごい定員いっぱい施設が不足しちゃっているという話は前からあって、入れない障害者の方というのはどうなっているんでしょうか、現状としては。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　まず、名称についてでございますが、名称について特に定めはございませんので、このまま心身障害者小規模授産施設というふうな呼称を使っておるところでございます。

あと、定員の問題ですけれども、実際にこの小規模授産施設といいますのは、ときわ作業所のすぐ隣にございます定員10名の施設でございます。現在は障害者総合支援法の中で地域活動支援センターという種類の施設となっておりますけれども、もともとはときわ作業所、定員55名でございますけれども、こちらと同じに知的障害者の方が授産活動、就労の訓練、そういったものをしていただく施設として建設がされたものでございます。

現在、障害者総合支援法となりまして、障害者の就労継続支援とか、そういったサービス提供をする施設が、市内、それから市外にも、近隣市外ですね、ふえているところでございます。そういったところの利用を現在、希望者につきましては、そういったところを探して利用していただいているという現状でございます。

委員さんおっしゃられたように、小規模授産施設につきましては15名の定員が現在いっぱいございまして、希望される方がお見えになりましても、入っていただくことができない状況でございますので、現在、拡充ということについては、財政状況からしても困難な状況でございますので、御理解を

いただきたいと思います。

○委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 02 分 休 憩

午後 2 時 02 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第82号 江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第82号 江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 議案第82号について御説明を申し上げます。

議案書の146ページをお願いいたします。

平成27年議案第82号 江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は江南市在宅障害者デイ・サービス施設で、指定管理者は

社会福祉法人ときわ会、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

参考資料といたしまして、協定書（案）を147ページから149ページに、覚書（案）を150ページに、指定管理者の仕様書（案）を151ページから156ページに、また指定管理料支払い額内訳表を157ページにそれぞれ掲げていますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第82号の説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願います。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　157ページです。指定管理料。これも議案質疑で出ていて、利用者の重度化により3名の職員を正規職員4名にふやすから上げていっているということで、これだけが、平成28年、平成29年、平成30年、平成31年と、数%ずつずつうっと積み上がっているんですが、ずうっと上がってきた原因をもう一度ここで再度お尋ねしたいんですけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　この議案書の中に平成27年度の比較がちょっとできない状態でございますので恐縮でございますが、平成27年度の予算の上で予定しております指定管理料が2,528万5,000円でございます。

委員長、済みません。失礼をいたしました。デイ・サービスのほうでございます。今、小規模のほうを言ってしまいました。

デイ・サービスのほうでございます。平成27年度の予定をしております指定管理料が3,487万8,000円でございます。今回、議案書に載っております指定管理料のほうは3,856万5,000円ということで、平成27年度と平成28年度を比較いたしますと、368万7,000円の差がございます。平成28年度のほうが増額となっておりますのでございます。

議案質疑の中でも申し上げましたけれども、デイ・サービス施設の利用者が年々重度化、それから高齢化をしております。介護、それから医療的なケ

アといった部分で、今よりも職員が大変な状況になってきておるところでございませう。そこで、平成28年度からにつきましては、社会福祉法人ときわ会のほうから、もう1人正規職員を雇用して指導員として配置したいという御提案をいただいて、市のほうも了承をしたところとございませう。それに基づきまして、平成27年度から平成28年度分につきましては、主に1人増員となる正規職員の人件費の部分がふえておるところとございませう。

それから、平成28年度以降5年間につきましてふえていっておる部分につきましては、その正規職員の定期昇給分というものを含んでおりますので、その分につきましては年度ごとに増加をしておるということとございませう。

○牧野委員　　あゆみの指定管理料のかなりのパーセントが人件費ですけれども、内訳が。毎年3%近く上がっていくんだけど、もちろん上がっていくことは反対じゃないんですけど。この人件費算定というのは、結構今回の場合は大きく見えるんですけど、これはどういう予測に基づいた人件費アップ率で見ているんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　こちらのあゆみの指定管理料、小規模も同じとございませうが、人件費の算定につきましては、社会福祉法人ときわ会が持っております給与規定に基づきまして人件費を算定しておりますので、現在おる職員ですね、継続して配置ということ想定しております。それから、新規採用で1人、デイ・サービスのほうは採用をするわけとございませうけれども、こちらは新規採用職員の給料というところで、年々上がっていく給料表に基づきまして人件費のほうは算定をされておりますので、よろしくお願ひいたします。

○掛布委員　　この指定管理料の財源ですけれども、国・県からの支出金も、少ないんですけどもあると思うんですけど、5年間で2億円近い総額になっているんですけど、そのうちの国・県からの支出金というのはどれほどなんでしょう。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　地域生活支援事業の中に入ります地域活動支援センターというものの分類になります。この部分の補助につきましては、地域活動支援センターの補助につきましては、国の要綱によりまして、基礎事業を超える部分について、国が2分の1、県が4分の1の補助を

出すということになっております。金額的なものをちょっと持ち合わせておりませんが、その形で補助が出ますので、全額の補助というわけではございませんけれども、そういった形で補助が出ておるということでございます。

○委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 11 分 休 憩

午後 2 時 11 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）

#### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

##### 健康福祉部

##### の所管に属する歳入歳出

##### 教育委員会事務局

##### の所管に属する歳出

#### 第3条 債務負担行為の補正

○委員長 続きまして、議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部の所管に属する歳入歳出、教育委員会事務局の所管に属する歳出、第3条 債務負担行為の補正を議題といたします。

それでは、審査に入ります。



最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）につきまして、高齢者生きがい課所管の補正予算につきまして議案書の該当ページを申し上げますので、よろしく願いいたします。

議案書の165ページ、166ページをお願いいたします。

中段の12款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料、1節社会福祉手数料で11万円の補正をお願いするものでございます。

最下段でございます。13款国庫支出金、4項国庫交付金、2目民生費交付金、2節社会福祉費交付金で、有料老人ホーム整備費交付金として410万4,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の183ページ、184ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費でございます。所管課は高齢者生きがい課で、補正予算額は1,094万4,000円でございます。

内容につきましては、184ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

人件費等の補正でございます。

次に、その下でございますが、介護サービス負担軽減事業は、訪問介護利用者負担軽減対策事業において174万1,000円の補正をお願いするものでございます。これは、訪問介護の利用者の1人当たりの利用料の増加に伴い、上半期の見込み額を上回り、今後の助成金支給に不足が見込まれることから、補正前1,025万9,000円に174万1,000円の補正をお願いし、補正後1,200万円となるものでございます。

続きまして、その下でございます。介護保険財務事務事業は、介護保険特別会計繰出金事業において事務費として42万1,000円をお願いするものでございます。補正前6,909万8,000円に、42万1,000円の補正をお願いし、補正後6,951万9,000円となるものでございます。詳細につきましては、議案第86号 江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）で説明をさせていただきます。

続きまして、介護老人福祉施設等整備費補助事業は、戦略プロジェクト事業といたしまして有料老人ホーム等整備費補助事業において410万4,000円の補正をお願いするものでございます。これは、既設の有料老人ホームのスプリングラー設置に対する補助といたしまして410万4,000円の補正をお願いするものでございます。特定財源は国庫交付金410万4,000円でございます。設置場所は大間町にございますシルバーマンション「和」でございます。

別冊の平成27年度12月補正予算説明資料の9ページに位置図を掲げさせていただいておりますので、後ほど御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、日常生活支援事業は、生活支援短期宿泊事業において109万2,000円の補正をお願いするものでございます。これは、高齢者の方を短期間お預かりしたり、日常生活に不安がある高齢者の方を短期間お預かりして、生活習慣の指導や支援を行う事業において、高齢者虐待、生活困難による緊急的な保護対象の利用日数が多く、委託料に不足が生じるため、補正前27万9,000円に109万2,000円の補正をお願いし、補正後137万1,000円となるものでございます。特定財源は生活支援短期宿泊事業手数料で、利用者本人負担分11万円で、補正前利用日数35日に137日分の補正をお願いし、補正後172日とするものでございます。

なお、この業務委託の支払いにおいては、現在、予算流用で対応しておりますので、補正予算議決後に流用戻しを行う予定でございます。

はねていただきまして、議案書の185ページ、186ページをお願いいたします。

186ページの説明欄をお願いいたします。

高齢者生きがい推進事業は、高齢者生きがい活動事業において、高齢者生きがい活動センターの作業室のエアコン取りかえ修繕といたしまして38万円の補正をお願いするものでございます。これは、生きがい活動センターの2階作業室の既設エアコン2基のうち1基が起動後すぐに停止してしまう状態で、設置後29年経過しており、交換部品の供給は困難であることから、室内機及び室外機の取りかえ修繕を行うものでございます。

続きまして、すぐ下でございます。議案第79号で御説明させていただきました江南市高齢者生きがい活動センターの指定管理事業について、平成27年

度から平成32年度までの債務負担行為をお願いするものであり、限度額は732万8,000円でございます。福祉センター管理運営事業において、自動体外式除細動器（AED）の購入のため19万2,000円の補正をお願いするものでございます。これは現在、福祉センターに設置しておりますAEDの更新をお願いするものでございます。

別冊の平成27年度12月補正予算説明資料の8ページにAED設置事業を掲げさせていただいておりますので、後ほど御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、説明欄の右側をお願いいたします。

議案第78号で御説明させていただきました江南市老人福祉センター及び中央コミュニティ・センターの指定管理事業について、平成27年度から平成32年度までの債務負担行為をお願いするものであり、限度額は1億7,541万9,000円でございます。

以上で、高齢者生きがい課所管の一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　184ページの有料老人ホームの整備費補助金ということですが、これは大間町の和って、いつできた施設ですか。

○高齢者生きがい課長　事業開始は平成26年12月15日でございます。

○牧野委員　新しいことはわかりましたが、そのときはスプリンクラーは、最初つけないと多分できなかったんじゃないかと思うんですけど、補助率というのは、実際はこの和さんが、例えば1,000万円かかって400万円補助とか、国の補助で全額ですが、400万円国の補助ですが、和さんの持ち出し比率とか、何かそういうのはわかりますか。

○高齢者生きがい課長　和さんのほうは、見積もりというんですか、やられた工事金額につきましては410万4,000円、これが今回の補正予算額で、これを国のほうの補助対象額で計算しますと481万1,000円になるという形で、安いほうというんですか、金額の少ないほうになっておるとい状況です。

○牧野委員　わかりました。

昔、老人ホームでスプリンクラーがなくて閉じ込めて何人か死にまして、多分、行政で全部つけよということで、江南市もほかに施設があるんですが、今、江南市のこういう老人ホームでスプリンクラーのないところはあるんでしょうか。それとない場合、つける場合は、ほぼ全額補助が過去は出たものなんですか。

○高齢者生きがい課長　江南市の介護施設等でスプリンクラーの設置の調査が県のほうからございまして、現時点、このシルバーマンション「和」さんのみで、あとの介護施設につきましては、スプリンクラーは設置済みという形になっております。

それで、平成27年の7月のときに厚生労働省のほうから、今の介護施設におけるスプリンクラー設置等の実態調査の中で、消防施行令の改正があって、最終的に既存施設においては平成30年3月31日までにスプリンクラーの設備の設置が必要であるという形をいただいておりますので、今回、和さんのほうから申請があつてつけるという形になっています。

○委員長　そのほかございますか。

○掛布委員　済みません、同じところなんですけれども、大間町というのは東議員の地元なので、この和って、たった8部屋、8人定員なんですよね。ここって前はパチンコの店員さんの寮だったところだよという話を聞いて、ついこの前、NHKのテレビで無届け介護ハウスというのがあって、それこそホテルだとか旅館を転用して無届けの介護ハウスにしているという。無届けだからスプリンクラーをつけなくてもいいんだとか、個室にする必要はないんだとか、でも安くできるというような、そういうところが全国に蔓延して行政も黙認しているということなんですけど、この和が、平成26年12月事業開始といったら、まだ1年しかたっていないんですけど、それまでパチンコ屋さんの社員寮さんだったのを、どういう経過で有料老人ホームになってきているかという、現施設はどういう施設なのかということをお教えいただきたいと思うんですけど。

○高齢者生きがい課長　今言われましたパチンコの店員さんの宿泊施設というところも余り知らなかった状態でございます。ただ、このシルバーマンション「和」につきましては、無届けじゃなくて県のほうへも届け出がされて

おります有料老人ホームというふうに聞いております。

それで施設の面積ですね、施設の概要としましては、一応269.04平米というふうで、うちのほうは数字をつかんでおるところでございます。

あと、細かいことにつきましては、わかってないのが現状でございます。

○掛布委員　一応届け出しているのです正式な有料老人ホームになっていて、届け出をしているので今回の国の補助対象にもなって、国の費用でスプリンクラーがつけられるんだよという、そういう理解でいいわけですね。

○高齢者生きがい課長　有料老人ホームの届け出、無届けというのは、スプリンクラーの設置のほうの条件ではございませんので、現実に江南市の場合、まだ1つ、無届けの有料老人ホームがございますが、そこについてはスプリンクラーが設置されておるといふ状況です。

○掛布委員　江南市内に無届けの介護ハウスがあるという。一覧表をいただいても、それには無届けだから記載されてないわけですね。

○高齢者生きがい課長　今、その資料を持っていませんので、少し後からまた答弁させていただきます。

○委員長　じゃあ調べてね。

そのほかございますか。

○掛布委員　184ページの下の生活支援短期宿泊事業、本会議で伊藤議員が本当に詳しく質疑をされたので1点だけ。虐待発見とか高齢者虐待ということで通報があって、これはいかんということで、緊急避難的にショートステイですね、ここのむつみの事業で収容するということが実態だと思うんですけども、何か聞いていましたら、事前に登録して審査が必要だということで、何か実態と合わないことになっているなあという、どういうことなんでしょう。

それとあと、いつ来られてもいいように、むつみとしては緊急のショートステイ用のベッドというのは、いつもあけて待機してもらっているということでもよろしいんですか。

○高齢者生きがい課長　まず、あきの部屋、ベッドの関係ですが、一応、ショートステイ用に2部屋、2ベッド準備がされております。

それから、先ほど本会議のほうの答弁の中に含みまして、利用者の登録の

ほうが必要だという形ですが、これは通常の例えばショートステイの冠婚葬祭ですとか旅行へ家族が行かれるときに事前に登録していただくという一般的な手続のお話をさせていただいて、もちろん今みたいな高齢者虐待があれば緊急的な対応になりますので、事後、もらいますけれど、緊急対応が優先されるという形でございます。

○委員長 そのほかございますか。

○藤岡委員 私も今のところで1点だけ。流用しているということで、その流用がいつから始まったのかと伺いますか、12月議会じゃなくて、9月議会、6月議会のところで、流用になる前に補正を出すことができなかつたのか、それを知りたいです。

○高齢者生きがい課長 4月もございましたけれど、大きくは9月、10月分の請求分について緊急的なものが発生したという形でございますので、時間的にこの12月定例会という形になったということです。

○委員長 他にございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ございませんので、暫時休憩いたします。

午後2時30分 休 憩

午後2時40分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの掛布委員の質問に対しての当局の答弁があります。

○高齢者生きがい課長 先ほど掛布委員さんより御質問がありました、先般、施設の一覧表をお渡しした中に載っておるという形でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 それでは、高齢者生きがい課のほうは終了いたしまして、続きまして福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課所管の補正予算について御説明をいたします。

歳出について御説明をいたしますので、議案書の185ページ、186ページの中段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は5,190万円でございます。

内容につきましては、186ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

心身障害者小規模授産施設管理運営事業につきましては、議案第81号で御説明をさせていただきました心身障害者小規模授産施設の指定管理に係る債務負担行為の補正をお願いするもので、期間は平成27年度から平成32年度まで、限度額は1億3,073万円でございます。

すぐ下の障害者福祉サービス給付事業は、障害者自立支援給付事業で4,917万6,000円の補正をお願いするものでございます。これは、障害児通所給付事業における利用者が、当初予算での見込みより増加していることなどによるものでございます。

なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1それぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

次に、その下の自立支援医療給付事業は、障害者自立支援医療給付事業で405万9,000円の補正をお願いするものでございます。これは、障害者自立支援医療給付費におきまして、当初予算での見込みより給付額が増加したことなどによるものでございます。

なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1それぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

1枚はねていただきまして、187ページ、188ページの上段をお願いいたします。

在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」管理運営事業につきましては、議案第82号で御説明させていただきました在宅障害者デイ・サービス施設「あゆみ」の指定管理に係る債務負担行為の補正をお願いするもので、期間は平成27年度から平成32年度まで、限度額は1億9,960万6,000円でございます。

次に、中段のわかさく園管理運営事業では、備品購入費におきまして19万2,000円の補正をお願いするものでございます。これは、施設内に自動体外式除細器、AEDでございますが、こちらを設置するための費用でございます。

す。

はねていただきまして、189ページ、190ページの最上段をお願いいたします。

3款1項4目福祉活動費で、補正予算額は124万3,000円でございます。

内容につきましては、190ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

学習等供用施設管理運営事業では、124万3,000円の補正をお願いするものでございます。これは、直営で運営しております5つの学習等供用施設に自動体外式除細動器（AED）を設置するために必要な職員の講習会に係る賃金及びAEDの購入費用でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　190ページの今説明いただいたAEDの職員の講習代ということなんですけど、消防署にお願いすれば、ただで講習に来てくれるのではないのでしょうか。なぜお金が要るのでしょうか。率直な疑問で。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　5つの学習等供用施設のうち、宮田学供、それから布袋北部、布袋南部につきましては、パート職員さんが12名ですけれども、交代で勤務をしております。AEDの講習でございますが、消防署のほうに現在、1月に入って早々にできるように日程調整を行っておるところでございますが、勤務時間外というところで3時間の講習を受けていただく必要がございますので、その分、3時間分の12名分の賃金を計上したということでございます。

○委員長　そのほかございますか。

○東猴委員　このAEDなんですけど、今まで1年間に平均何回ぐらい使われているんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　現在、まだ施設のほうには設置をしておりませんので、AED関係の使用の回数でございますけれども……。

○委員長　これは課長、そちらのほうではわかりませんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　ちょっとわかりませんので。



○委員長 1点だけ私、きょう唯一質問させてもらってよろしいですか。これ以上しませんので。

188ページのおわくさ園のAEDがありますね。金額はあれとして、このAEDは大人用と子供用があるというふうには聞いたことがあるんですけど、おわくさ園というのは小さい子ですから、このAEDは子供用ですか。そこまでわかりますか、こちらのほうでは。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 導入を予定しておりますAEDにつきましては、学児の5つのAEDも含めまして、大人用・小児用の切りかえスイッチがついたものを導入予定しております。

○委員長 そのほかございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑がないようでございますので、続いて子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 子育て支援課所管の補正予算について御説明いたしますので、議案書の165ページ、166ページの中段をお願いいたします。

子育て支援課所管の歳入でございます。

13款1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金、マイナス308万7,000円でございます。

次の13款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金で、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、マイナス1万3,000円及び子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金、マイナス1万4,000円でございます。

次の13款4項2目民生費交付金、1節児童福祉費交付金で、子ども・子育て支援交付金、マイナス4,000円でございます。

はねていただきまして、167ページ、168ページの上段でございます。

14款1項1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金、マイナス154万3,000円でございます。

次の14款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金で、子どものための教育・保育給付費補助金901万円でございます。

次の14款4項1目民生費交付金、1節児童福祉費交付金で、子ども・子育て

て支援交付金、マイナス4,000円でございます。

続きまして、189ページ、190ページをお願いします。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款2項1目子育て支援費で、補正予算額は68万6,000円でございます。

人件費以外の項目について御説明いたしますので、192ページの説明欄をお願いいたします。

子ども・子育て支援推進事業は、1,211万3,000円の補正をお願いするものです。これは、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対する施設型給付費で、この算定基礎であります国の公定価格が変更になったため、施設型給付費を補正前の額3,474万3,000円から補正後4,685万6,000円に変更するものでございます。

また、自動体外式除細動器（AED）の設置につきましては、保育園保育事業におきまして保育園18園に設置するための予算344万円を、また放課後児童健全育成事業において単独の学童保育所である古知野西学童保育所本室に設置するため19万2,000円を、また児童館活動事業において、交通児童遊園、古知野児童館及び藤ヶ丘児童館に設置するため、57万4,000円を計上しております。

AEDの設置事業につきましては、平成27年度12月補正予算説明資料の8ページに掲げておりますので、御参照いただきたいと存じます。

補正予算の説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　192ページの一番上段の施設型給付費ですけれども、結局この1,211万円が江南第二幼稚園に給付をされるという、江南第二幼稚園に行くという、そういうふうに理解すればいいわけですか。

○子育て支援課長　子ども・子育て支援新制度に今移行しております幼稚園は、江南市内では江南第二幼稚園だけでございますので、施設型給付費を支給しておる幼稚園も、この江南第二幼稚園だけでございます。補正予算についても江南第二幼稚園への給付費でございます。

○掛布委員　　ちょっと全然この予算と外れるんですけれども、江南幼稚園は、制度外の従来の幼稚園と、新制度へ移行した第二幼稚園と、両方2本立てでやってみえるわけですけれども、幼稚園の保育内容とか、保護者に対するサービスといったらおかしいですけれども、送迎とか、いろんな行事とか、そういうものは区別して、違いが出ているわけでしょうか。全く同じことをやってみえるのでしょうか。

○子育て支援課長　　幼稚園の教育内容といたしますか、保育内容といたしますか、行事等については全く一緒であると理解をしております。ただ、利用料の考え方であるとか、幼稚園の運営のための経費の収入の出どころが変わっておるといっただけで、中身については従来と変わってないというふうに聞いております。

○委員長　　そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでございますので、続きまして保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　　それでは、続きまして保険年金課の所管でございます。

議案書の193ページ、194ページをお願いいたします。

中段にございます3款2項2目医療助成費で、補正予算額は637万3,000円でございます。

内容につきましては、194ページ説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

子ども医療費助成事業につきまして、これまで3分の2助成でありました小学校4年生から中学校3年生までの通院分を平成28年4月診療分から全額助成に拡大するために必要となります福祉医療システムの改修及び受給者証の交付に要する経費を計上させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございます。

続きまして、健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 健康づくり課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の195ページをお願いいたします。

下段になります4款1項1目健康づくり費でございます。補正予算額は11万2,000円でございます。

内容につきましては、198ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

予防接種事業のうち予防接種委託料におきましては831万6,000円、次の予防接種給付費につきましては5万4,000円の補正をお願いするものでございます。これは、平成27年度のインフルエンザワクチンが、従来のA型が2株、B型が1株の3価から、A型・B型ともに2株の4価となり、1人当たりのワクチン単価が変更されたことに伴いまして委託料の補正予算を計上させていただくものでございます。

予防接種給付費につきましては、接種をされた方のうち、尾北医師会管内の医療機関及び岩倉市、小牧市、春日井市の5市2町の医療機関以外の医療機関で接種された場合の償還払いの分となっております。

以上で、健康づくり課の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続きまして教育委員会事務局教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長 教育課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

人件費補正以外の歳出につきまして御説明申し上げますので、議案書のほうの211ページ、212ページをお願いいたします。

最初に下段でございますが、10款教育費、2項小学校費、1目小学校費でございます。

説明欄のほうをお願いいたします。

教材整備事業といたしまして、298万2,000円の補正予算をお願いするものでございます。これは、小学校10校に設置してございます自動体外式除細動器（AED）の更新を行ってまいるのでございます。

学校管理運営事業といたしまして、3万1,000円の補正予算をお願いするものでございます。これは、AEDの更新に伴います損害保険料でございます。

学校施設管理事業といたしまして、354万3,000円の補正予算をお願いしております。これは、宮田小学校体育館の放送機器が故障し、部品等による修理が不可能となりました。現在、学校運営のほうに支障が生じているといったことがございます。そのため更新を行うものでございます。

恐れ入ります。213ページ、214ページをお願いいたします。

上段のほうでございますが、10款教育費、3項中学校費、1目中学校費でございます。

説明欄のほうをお願いいたします。

教材整備事業といたしまして、149万3,000円の補正予算をお願いするものでございます。これは、中学校5校に設置してございますAEDの更新を行うものでございます。

学校管理運営事業といたしまして、1万6,000円の補正予算をお願いしております。これは、AEDの更新に伴います損害保険料でございます。

恐れ入ります。215ページ、216ページをお願いいたします。

最下段でございますが、10款教育費、5項保健体育費、2目学校給食費でございます。

説明欄のほうをお願いいたします。

施設管理事業といたしまして、38万3,000円の補正予算をお願いするものでございます。これは、南部学校給食センター及び北部学校給食センターに

新たにAEDを各1台設置いたすものでございます。

なお、補正予算説明資料の8ページのほうにAED設置事業を掲げておりますので、後ほど御参照賜りますよう、よろしく願いいたします。

補足説明はございません。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　AEDについて聞きたいんですけど、小・中学校は表に出すというふうに聞いていましたけど、更新更新とおっしゃったんで、従来のものをバッテリーアップするのか、それか全く新しいものにかえるのかということとをまず聞きたいんですけど。

○教育課長兼少年センター所長　従来のものは平成20年5月に整備をいたしたものでございます。小・中学校に各1台ということでございます。この耐用年数は7年ということになっています。それに加えて、部品の供給期間が2年程度それに加わってくるということでございます。耐用年数を超えて部品の供給期間中は十分使えるという業者との確認作業も今整ったところでございます。今回、全庁的にAEDを整備するに当たりまして、ちょうど時期的に重なりましたことから、新たに後継機種に近いものということで整備してまいるということでございます。

○牧野委員　教育部では答えられないんですけど、AEDというのは、実はネットとかいろいろ調べますと、新型がどんどん出て、どんどん価格も下がっていきまして、これだけの台数をまとめると、予算を立てたのが、別段僕はいちゃもんじゃないんですけど、1台結構かかりますんで、これは査定は教育部ですか、どこかほかでまとめて査定してこういう単価を入れてきたんですかね。

○教育課長兼少年センター所長　今回、額のほうにつきまして、いわゆる取りまとめ的などころがなければならぬという中で、消防本部のほうが全庁的に取りまとめを行っていただいたという中で、こういった数字を頂戴したということでございます。

○委員長　そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて生涯学習課について審査します。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長 生涯学習課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の213ページから、はねていただきまして216ページまでが生涯学習課所管の歳出でございます。

人件費補正以外の内容について御説明いたしますので、215ページ、216ページの上段をお願いいたします。

10款4項2目文化交流費の補正予算額は5,490万2,000円で、216ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

市民文化会館管理運営事業は5,495万1,000円の補正予算をお願いするもので、これは市民文化会館を利用する方のサービスの向上を図るため、市民文化会館の1階・2階の女子便所、大ホール・小ホール等の男子便所・女子便所の和式便器を洋式便器への取りかえ等改修工事を実施するものでございます。以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員 216ページの文化会館のトイレの改修ですけれども、非常にありがたいんですけど、なんか高いなあというのがあって、高い原因をちゃんと突きとめろという私の先輩からのきつい言いつけでありまして、何でそんなに高いんだという話で、やむを得ない事情があるのかもしれないんですけど、ちょっと教えていただきたいと思います。

まず、設計というのはどこでやられたんでしょう。

○生涯学習課長 建築課のほうへ予算協議を行いまして、積算をさせていただいたものでございます。

○掛布委員 いろいろ附属してやらないといけないことが多いということなんですけれども、便座とか、もうちょっと詳しい内容ですね、附属にどういうものをつけるのかというのと、ドアが、要するに今までの内開きだと、つ

かえてしまっただめなので、回転式という、ちょっと見たことがないもの  
すから、どういうふうなのかというのを詳しくわかるように説明していただ  
きたいなと思うんですけれども。

- 生涯学習課長 通常、和式便器を洋式に改修するとなりますと、内開きの  
扉が便座に当たって支障になるということでブースを広げる必要がございます。  
広げるスペースがあるトイレについては内開きの扉を採用するんですが、  
どうしても大ホールのトイレについては通路が狭いということで、通路側に  
ブースを広げると支障が出るということで、できるだけブースを広げないで  
も改修できる方法として、扉が半円形にスライドする、こういうふうに動く  
ということですね、扉がスライドするというので、ブースの数を減らさず  
に改修できる方法を採用させていただいたということがございます。
- 掛布委員 そうしますと、それは今の間仕切りを全部取っ払って、新しい  
形式のドアごと全部入れかえるという大がかりなことになってしまうという  
ことでよろしいんですか。
- 生涯学習課長 今回、改修の対象とさせていただきます1階・2階の女子  
トイレと、大ホール・小ホールと、小ホールの楽屋につきましては、ブース  
は全て取りかえをさせていただくこととなります。
- 掛布委員 洋式トイレに付随してつく附属部品としては、どんなものがあ  
るんでしょう。
- 生涯学習課長 現在、和式のトイレにつきましては、全て洋式の便座にか  
わります。暖房の便座とウォシュレットを設置したいというふうに考えてお  
ります。
- 掛布委員 本会議場で東議員が、それぞれの工事の、こんな工事があるよ  
というのを答弁いただいたんですけれども、具体的にどこにそんなにお金がか  
かっちゃっているのかというのを金額で教えていただきたいんですけれど  
も、直接工事費とか、給水設備とか、電気工事とか、いわゆる今の内装です  
よね、それぞれ幾らかかっているかというのを説明していただきたいんです  
けど。かかる予定かという。
- 藤岡委員 その積算の明細を委員会に出してもらおうということではできな  
いんですか。



○生涯学習課長 本会議のほうで御説明を申し上げましたとおり、直接工事費は約4,130万円、諸経費につきましては約950万円、消費税を乗じて……。

○委員長 課長、ゆっくりと。

○生涯学習課長 直接工事費4,130万円、諸経費は約950万円、消費税を乗じた総額5,495万1,000円を予算として計上させていただいております。

工事費の内訳といたしましては、仮設トイレを設置いたします。そちらに要する費用が約110万円、既設のトイレブースの撤去工事費が約90万円、新設のトイレのブースの設置等内装仕上げユニット工事が1,530万円、給水管接続等給水設備工事が290万円、現行の和式便所の撤去費用と、洋式便器の設置費用と、衛生器具改修工事費が1,860万円、電気設備工事費が210万円、発生材処分費40万円を合わせまして、直接工事費4,130万円でございます。

○掛布委員 今お聞きしていると、直接に和式から洋式に取ってつける工事が1,860万円で、その他もろもろのところですごく膨れ上がっちゃっている感じがして、特にブース、内装、1,530万円と言われたんですけど、それはさっきの半円形にスライドするドアとブースの撤去、全く全部新設ということで、それだけお金がかかってしまうということでもいいわけですか。

○生涯学習課長 現在の設計では、半円形に開くブースの使用は大ホールの男女と1階の女子便所を予定しております。小ホールの男女と2階の女子便所につきましては、トイレの通路側に余裕がございますので、通常の内開きの扉を使用する予定でございます。今の半円形に開く扉については、若干、内開きの扉の採用よりも割高ではございますが、非常に高額なものを使用するということではございません。

○委員長 よろしいですか。

○掛布委員 あと、仮設トイレと言われたんですけど、仮設トイレのイメージなんですけど、いわゆる工事現場に置いてあるような、そういうのを並べるといえることですか。

○生涯学習課長 仮設トイレでございますので、そういった形になるかなというふうには思っておりますが、大ホールの東側に設置予定でございますけれども、室内から利用者が利用していただけるような方法で設置をしてまいりたいと考えております。

○委員長　　よろしいですか。

○掛布委員　　工期ですけど、何月にやられて、その間、市民文化会館の使用というのはどうなっていくのかということと、これは小ホール・大ホール別に分離発注ということになるのでしょうか。一括全部発注ということになるのでしょうか。

○生涯学習課長　　今回、工期は、12月議会で予算をお認めいただければ、発注に向けて準備をさせていただいて、1月に入札を実施して、契約を締結後に早急に工事に着手してまいりたいと考えておりまして、3月末までには工事の完了をしてまいりたいと考えております。

小ホールと他の会議室等につきましては、開館中、利用者等もごさいますが、大ホールにつきましては、つり物改修工事を実施いたしまして、1月12日から2月29日まで大ホールにつきましては休館とさせていただきますので、この工期内にできるだけ利用者の方の御迷惑にならないような範囲、御迷惑といっても、ある程度御不便をおかけするということはあるかと思いますが、できるだけそういった支障のない期間を工期に設定させていただきたいということでございます。

○委員長　　よろしいですか。

○掛布委員　　一括発注のやつ。

○生涯学習課長　　一括発注でございます。

○委員長　　そのほかございますか。

○藤岡委員　　これはいつから計画されていたというか、なぜ12月の補正で、このトイレの改修が出てきたのかなという、それだけ。

○生涯学習課長　　現在、家庭等でも洋式トイレが普及しておりまして、文化会館のトイレにつきましてはほとんどが和式のトイレということで、従来よりも利用者のアンケートからは洋式のトイレという御要望を非常に強くいただいております。先ほど申し上げましたように、大ホールのほうが1カ月半休館をいたしますので、この機会を逃しますと、文化会館改修工事等が完了いたしまして長期の休館というのを今後想定しておりませんので、この機会をとということで、補正予算で計上させていただいたということでございます。

○委員長 そのほかよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 20 分 休 憩

午後 3 時 20 分 開 議

○委員長 それでは、議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第86号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第86号 平成27年度江南介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 議案第86号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の254ページをお願いいたします。

平成27年議案第86号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成27年度江南市介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,310万円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表につきましては255ページに掲げておりますので、後ほど御参照をいただきたいと思ひます。

続きまして、256ページから258ページに歳入歳出補正予算事項別明細書掲げております。後ほど御参照をいただきたいと思ひます。

続きまして、259ページ、260ページをお願いいたします。

今回、補正予算の財源であります歳入予算でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金及び2項国庫補助金、1目調整交付金及び4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金及び5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては、財源調整をさせていただくもので、3款、4款、5款における歳入の総額には増減はございません。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、これも財源調整をさせていただくもので、歳入の増減はありません。

次に、5目その他一般会計繰入金で、事務費繰入金として42万1,000円を一般会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出予算の内容につきまして説明させていただきますので、261ページ、262ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費でございます。補正予算額は45万4,000円でございます。

262ページの説明欄をお願いいたします。

介護サービス給付管理事業のうち、国保連合会情報連携事業において45万4,000円の補正をお願いするものでございます。これは、愛知県国民健康保険団体連合会より国保連で行う苦情処理業務に係る手数料が平成27年度より請求されることとなり、その手数料の支払いに係る45万4,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、4月以降の苦情処理業務手数料は流用により支払っておりましたが、12月補正予算議決後に流用戻しを行うものでございます。補正前29万5,000円に45万4,000円の補正をお願いし、補正後74万9,000円となるものでございます。特定財源は一般会計繰入金でございます。

続きまして中段、2項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費でござい

ます。補正予算額は3万3,000円の減額でございます。

262ページの説明欄をお願いいたします。

介護認定支援事業の認定調査等事業において、社会保険料の3万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、認定調査を行っているパート職員に係る社会保険料の減額でございます。補正予算3,897万1,000円に3万3,000円の減額補正をお願いし、補正後3,893万8,000円となるものでございます。特定財源は一般会計繰入金でございます。

はねていただきまして、263ページ、264ページをお願いいたします。

今回の補正予算で、2款保険給付費におきまして、当初見込みから予算に不足が見込まれる事業について増額をお願いいたしますが、現段階で予算に余裕が見込まれる事業から減額をお願いし、更正をさせていただくものでございます。保険給付費の総額に増減はございません。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等諸費でございます。補正予算額は1,224万3,000円の減額でございます。

内容につきましては、264ページの説明欄をごらんいただきたいと思えます。

介護保険居宅サービス等給付事業の介護予防サービス給付事業において、1,224万3,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、下段の4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費でございます。補正予算額は1,224万3,000円でございます。

内容につきましては、264ページの説明欄をごらんいただきたいと思えます。

高額介護サービス費等支給事業の高額介護サービス費支給事業において、1,724万3,000円の補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、266ページの説明欄をお願いいたします。

高額介護予防サービス費支給事業において500万円の減額をお願いするものでございます。

267ページには給与費明細書を掲載しております。

また、平成27年度12月補正予算説明資料の10ページから13ページに給与費明細書（補正予算）を掲げさせていただいておりますので、後ほど御参照を

いただければと思います。

以上で、議案第86号の説明を終わらせていただきます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　264ページでお尋ねするんですが、介護予防サービスが1,200万円下がったということは、予防を受ける人が減ったのか、全体では少ないんだけど、先ほど介護というのが、訪問介護で予防と介護と一緒にしていこうと将来の話があったんですが、予防サービスというのは今後減っていくという見込みなんですか。この減った理由というのか、ここら辺の推測は。

○高齢者生きがい課長　予防介護の関係なんですが、たまたま少し前の新聞のほうにも、厚生労働省のほうが出しておりますけれど、予防については国ベースのあれですが10%ぐらい落ち込んでおるといような感じですので、うちのほうも実績として介護予防というのは少ないというんですか、少なくなってきておるといところですので、このような形をとらせていただいたというところですよ。

○牧野委員　そういう流れで、減る分を高額介護のほうへそっくり振り当てて、予算の編成を変えたということよろしいんですか。

○高齢者生きがい課長　そのとおりでございます。

○委員長　そのほかございますか。

○掛布委員　262ページの上段の国保連合会の情報連携事業の45万4,000円ですけれども、平成27年度から手数料を請求されるようになったので、市のほうで払わないといけないということで、4月分からは、これまで流用で支払ってきたということだったんですけれども、もう今は12月議会で、これまででしたら、予算の流用が生じてきた時点で、委員会協議会なりに報告をいただいて、その後の定例会の補正予算で財源措置するというか、措置して戻すというようなことをやってきていたと思うんですけど、平成27年の4月から支払いがわかって、流用というのは、もっとかなり前から流用というのは必要性が出てきていたと思うんですけれども、この時点で何の報告も今までなくて、いきなりの予算措置というのは、ちょっと腑に落ちないなと思うん

ですけれども、どういうことでしょうか。

○高齢者生きがい課長　この苦情処理業務につきましては、最終的に県のほうから4月23日に……。ごめんなさい、県じゃなくて国保連合会のほうから、苦情処理手数料を新設し、1件当たりの単価4.86円というふうの文章が来たというところがございます。それで、これは毎月発生する内容でございますので、4月から9月までの半年の実績によって出して、最終的な見込みを出して補正予算を今回上げさせていただいたというところがございます。

○掛布委員　ということなので、9月議会には間に合わなかったよと、今ここで初めてわかるんだよということがおっしゃりたいわけですか。

○委員長　そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後3時32分　休　憩

午後3時32分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当局委員会に付託されました案件は、皆さんの御協力で全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

---

### 行政視察報告書について

○委員長　次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

これは、去る10月20日から22日までに、東京都江戸川区、北区、千代田区、練馬区を行政視察していただいた報告書について、委員の皆様の御意見を委員会の所感として報告書に反映させていただきたいと思いますが、事前に多分、目を通していただいていると思います。何か御意見はございましたでしょうか。

〔「結構でございました」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　よろしいですか。

○牧野委員　　私も目を通しました。しっかり書いてあっていいんだけど、もしここで意見が出るんだったら一言言っておいてもらって、大分前にもらっているんで、この意見、一生懸命つくってくれて。こういうことを聞くけどとか、何か言ってもらおうと助かるんだけど。不意打ちのことを聞かれても、読んであるからあれだけど、今後そういうふうにしてもらいたいんですけど。

○委員長　　大変に申しわけございません、配慮が足らなくて。今後、委員長になられた方は、よろしくお願いを申し上げたいと思いますので。

じゃあ、今回につきましては、なかなかそうでないということで、委員の意見はなしということで御報告させていただきますので、よろしく御了承いただきたいと思います。よろしくお願います。

それからあと、今定例会において議場配付もさせていただきますので、どうかよろしく御一任させてください。お願い申し上げます。

次に、委員の皆様に御相談をさせていただきたい点がございます。それは、先ほどこの視察の報告書については御協議いただきましたが、この視察とはまた別件で、当委員会の行政視察をさせていただきたいと考えておりますので、私から御提案をさせていただきたいと思います。御協議をお願いします。

正・副委員長で相談をさせていただきます。日時は平成28年、来年の2月2日火曜日を考えておりますが、視察先としましては、愛知県大府市で電子図書という形で、これは株式会社図書館流通センターによる指定管理がありますけど、愛知県では初めて電子図書をやっている図書館でございますので、そちらのほうをひとつ視察させていただきたいなと思っておりまして、そしてあわせて、その帰りに日進市の市立図書館について、これは直営ですけど、ここは見学と。前回の海老名市と同じような見学という形で、午前と



午後に分けてお伺いできればと考えております。

事前に事務局に確認をさせていただいたところ、大府市については受け入れが可能と御返事いただいておりますので、特別委員会もなくなりましたので、この委員会の任期中に、こういったところにも一回足を運んで勉強していきたいと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。皆様の御意見を。

〔「結構だと思います」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 これも事前に何も御相談をせずに決めておりますが、御都合が悪い方は見えますか。
- 掛布委員 2日に日進市市立図書館が休館ということはないですか。
- 委員長 聞いていただいておりますので、両方ともいいということですので、午前中は正式に大府市のほうに、午後は正式な依頼の視察ではなくて、説明なしということで見させてもらうという形にしますので。職員の方はつかないという形になりますので、自由に回ってくると。  
これでよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 それでは、御協議いただいた内容で、また詳細につきましては正・副委員長に御一任ということでお願いしたいと思います。

---

### 常任委員会の研修会について

- 委員長 そして、最後に常任委員会の研修会についてを議題とします。  
この件につきましては、去る9月の委員会におきまして皆様方から御意見をいただきまして、その後調整をさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。  
講師につきましては、「つながる図書館：コミュニティの核をめざす試み」の著者であります猪谷千香様ということで了解をいただいておりますが、研修テーマにつきましては、大きなテーマは「図書館」ということなのですが、演題としましては「市民とつながる図書館」というような演題で行っていただきたいと思っております。

日程は平成28年の1月25日の月曜日、先方の御都合で午後1時30分から3

時までという形になっております。1月25日は委員会の日ということで、日程的には確保されているところですので、この日に午後1時半から3時までの1時間半で行っていきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 詳細については、さらに詰めてまいりますので、御異議もないようですので、今年度の委員会の研修会は、猪谷千香様をお迎えして、研修テーマ「図書館」として、平成28年1月25日月曜日午後1時半から3時までということで決定をいたしました。

詳細は、また正・副委員長に御一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

それでは、きょうは一日、14議題がございましたけれども、委員の皆様と当局の皆様にご進行を助けていただきまして、ここまで来ることができました。本当にありがとうございました。

これから、いろんな委員さんの御意見等も出ましたので、ぜひまたよろしく御配慮をお願いしたいと思いますので、お疲れさまでした。

当局のほうから御挨拶をお願いします。

○教育長 それでは、本委員会におきまして、ただいま野下委員長さんからもお話がありましたように、14の議案を慎重に御審議いただきました。全て原案どおり可決いただきましたこと、ありがとうございました。いただきました意見やら御指導、私たちの毎日の勤務に十分生かし、その目的を果たしてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長 以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午後3時40分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長